

令和8年1月14日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

業務・マネジメント部会（令和7年度 第1回）

資料2

品確法(運用指針)に関する取組状況



「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) 【第26条】
- 国民の关心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) 【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 【第21条】
(災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】
【第3条6項、第29条】
- 技術開発の推進(国) 【第28条2項】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) 【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) 【第23条】

運用指針 改正のポイント

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・**担い手の確保のための働き方改革・処遇改善**
- ・**地域建設業等の維持に向けた環境整備**
- ・**新技術の活用等による生産性向上**
- ・**公共工事等の発注体制の強化**

全体の構成

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施 のために取り組むべき事項

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

III. 災害時における対応

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1)確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2)発注関係事務の効率化
 - (3)災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4)迅速な事業執行
 - (5)早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1)確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2)発注関係事務の効率化
 - (3)迅速な事業執行
 - (4)早期の災害復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 **公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例**

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 **業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例**

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 **担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組**
- 3 その他

I. 本指針の位置づけ

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事等の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。

国は、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査、設計、施工、維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にするBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(地域の実情等を踏まえた発注) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(適正な工期設定) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1-2 工事入札段階

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

一定の技術力を有する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつ、その取組の質の向上に努めることが重要である。

1-4 工事完成後

(公共工事の目的物の適切な維持管理) 公共工事等の発注体制の強化 地域建設業等の維持に向けた環境整備

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注段階

(地域の実情等を踏まえた発注) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(適正な履行期間の設定) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

3-1 発注体制の整備等

(外部からの支援体制の活用) *公共工事等の発注体制の強化*

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

III. 災害時における対応

1 工事

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) [地域建設業等の維持に向けた環境整備](#)

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) [地域建設業等の維持に向けた環境整備](#)

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう努める。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

(保険料の積算への反映) [地域建設業等の維持に向けた環境整備](#)

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) [地域建設業等の維持に向けた環境整備](#)

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5) 参加者確認型随意契約方式 *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、

・二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等

・高度な技術や特殊な設備が必要とされ、当該地域の特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事

などであって、過去に当該地域の特定の一者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4) 参加者確認型随意契約方式 *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

～(略)～

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に当該地域の特定の一者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

～(略)～

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。

発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。

各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。

- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
- ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を促進するものである。
- ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
- ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
- ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
- ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
- ・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができるのこととする等、適切に配慮する。

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載
※下線部は改正を行った箇所

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
地域建設業等の維持に向けた環境整備

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- ・工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上に努める。
- ・外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- ・災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 担い手の中長期的な育成・確保に向けた取組

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

- ・国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- ・国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者のWebサイトやSNS等を活用して公開する等の取組に努める。

地域の実情を踏まえた発注状況

- 調査・設計等の業務発注時には、プロポーザル方式、総合評価落札方式において、**働き方改革や地域業の育成、若手・女性技術者の育成等を目的として多様な評価方法が試行**されている
- 試行の目的を果たしているか、品質が確保されているかの観点から、成績評定や参加者数、落札者の属性等のデータによる定量分析を実施

試行目的	タイプ	タイプの目的と概要
働き方改革 (手続きの効率化)	①技術者評価重視型	手続きの効率化を目的として評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。
	②技術提案簡素化型	手続きの効率化を目的として、技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化して評価する方式。
	③同時提出型	手続きの効率化を目的として、参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。
地域企業の育成	④チャレンジ型	地域企業の新規参入の促進を目的として、自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)地域企業の入札参入を促す方式。
	⑤地域貢献度評価型	災害対応等の体制の確保・育成を目的として、災害協定や災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。
	⑥地域要件設定型	地域の担い手の確保・育成を目的として、企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地方整備局の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。
	⑦実績評価緩和型	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。
	⑧実績・資格評価緩和型	若手技術者の育成を目的として、資格、実績、成績、表彰等の配点割合を減じて、技術者の経験値による得点差を緩和する方式。
若手技術者・女性技術者の育成	⑨要件指定型	若手技術者の育成を目的として、予定管理技術者の年齢に競争参加資格として一定年齢以下の制限を設ける方式
	⑩配置加点型	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下場合に加点評価する方式。
	⑪管理補助技術者評価型	若手技術者の育成を目的として、管理技術者にかえて管理補助技術者を評価する方式。
	⑫WLB等推進企業評価型	若手技術者・女性技術者の育成を目的として、女性活躍推進法(えるぼし等)、次世代法(くるみん等)、若者雇用促進法(ユースエール)のいずれかの法令に基づく認定を受けている企業を加点評価する方式。
	⑬技術表彰評価型	地域企業の技術力や生産性向上を目的として、インフラDX大賞や各種学会地方支部からの表彰などを評価する取組。
その他(技術力・生産性・品質向上)	⑭経験豊かな技術者の活用促進	シニア技術者の豊かな知識・経験を活かすことを目的として、同種・類似業務の照査技術者としての従事実績を認め取組。

調査・設計等業務における多様な評価方法一覧（令和6年度）

大区分 試行目的	中区分 タイプ	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
働き方改革 (手続きの効率化)	①技術者評価重視型		施行能力評価型	総合評価落札方式(標準型1:3)(技術者評価重視型)	一般競争入札(業務能力評価型)	技術提案を品質確保と若手技術者に限定し総合評価落札方式(簡易型1:1)				総合評価落札方式(標準型1:3)(技術者評価重視型)		
	②技術提案簡素化型	総合評価落札方式(簡易型)の簡素型		総合評価落札方式(簡易型1:1)(実施能力評価型)	実施方針の評価項目の見直し 総合評価(1:3)における「評価テーマ1課題」 参加者の有無を確認する公募手続き				「簡易な実施方針」の試行(R1-R5) 実施方針の提出を省略する試行	技術提案簡素化型 簡易型ショート版	技術提案簡素化型	
	③同時提出型		拡大型プロポーザル方式	拡大型プロポーザル方式	一括審査方式の試行	同時提出型 一括審査方式の試行	一括審査方式の試行	一括審査方式の試行	一括審査方式の試行	一括審査方式の試行	同時提出型	
地域企業の育成	④チャレンジ型		地方自治体等の受注実績の評価	自治体等の受注実績を評価する試行 総合評価落札方式(簡易型1:1)(実施能力評価拡大型)		他機関・地方自治体の受注実績の評価 技術者の業務成績評価基準の緩和	業務チャレンジ型		自治体実績評価型(R3-R5) ←チャレンジ型に統合	地域企業の活用促進(チャレンジ型)	技術提案チャレンジ型	
	⑤地域貢献度評価型		地域企業の活用促進方式(チャレンジ型)	地域貢献度(災害協定等に基づく活動実績の評価) 地域貢献度(災害協定締結の有無の評価)	地域貢献度(災害協定等に基づく活動実績の評価)			業務チャレンジ型 工事設計サポート制度	災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価			地域対応活動の実績や災害対応協定の締結の有無の評価
	⑥地域要件設定型	地域貢献度評価型	地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行	地域要件の設定(本店縛り)	総合評価落札方式(簡易(特別)型) 地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式	参加可能者数に応じて地域要件を設定・評価(県内、事務所管内)	地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式	地域要件の設定(本店縛り) 地元企業参加型JV 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行	四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 四国実績を重視した業務の試行(H27-R4) 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行に統合	四国実績を重視した業務の試行(H27-R4) 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行に統合	地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行	地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行
	⑦実績評価緩和型			拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和								
若手技術者・女性技術者の育成	⑧実績・資格評価緩和型	技術者育成型(若手)(緩和) 技術者育成型(若手)(管理技術者未経験者育成)				若手技術者活躍促進(R1-R5) ←若手技術者活躍促進の試行に統合						
	⑨要件指定型	技術者育成型(若手)(年齢設定)					若手チャレンジ型(若手参入型)		若手技術者(タイプIII)(R1-R5) ←WLB等推進企業を評価する試行に統合	担い手育成型		
	⑩配置加点型	技術者育成型(若手)(年齢設定,加点評価)(次代担い手育成型)	若手・女性技術者の活用促進方式	若手技術者の活用を評価 若手技術者の活用を評価(引き下げ) 若手技術者の活用を評価(配点割合の拡大)	総合評価落札方式(自主的照査併用型) ダイバーシティー推進型業務委託	若手・女性技術者配置促進(H27-R5) ←若手技術者活躍促進の試行に統合 若手技術者活躍促進(R5~)	若手チャレンジ型(若手育成型)	若手技術者育成支援	若手技術者(タイプII)(H30-R5) ←WLB等推進企業を評価する試行に統合		若手技術者(タイプII)	
	⑪管理補助技術者評価型	技術者育成型(若手)若手(管理(主任)補助技術者)	管理補助技術者配置方式						若手技術者(タイプI)(H29-R5) ←WLB等推進企業を評価する試行に統合	担い手育成型	若手技術者(タイプI)	
	⑫WLB等推進企業評価型						女性活躍促進(~R5)	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行				
その他(技術力・生産性・品質向上)	⑬技術表彰評価型			インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び関東インフラDX大賞(局長、事務所長)を評価	生産性向上技術活用表彰の評価	インフラDX大賞、中部DX大賞の評価	インフラDX大賞の評価	中国インフラDX表彰の評価	学会表彰の活用 インフラDX大賞の評価		インフラDX大賞の評価	
	⑭経験豊かな技術者の活用促進		照査技術者の配置要件緩和						建設シニアの活用を促す評価方式 建設シニアから技術継承を促す試行(R1-R5)			

各種試行に関するPDCAの考え方の整理

- 試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、試行の標準化、継続調査、見直し廃止等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入することをガイドラインに明記
- 各地方整備局等は、試行実施状況を踏まえた対応について、総合評価委員会等で対応を審議
- 本省は、各地方整備局等の試行実施状況をとりまとめ、業務・マネジメント部会に諮った上で標準化を判断

【ガイドライン記載文】 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（令和5年3月一部改定）

これまでプロポーザル方式及び総合評価落札方式では、ガイドラインに掲載している標準的な手法による他、各地方整備局等において、地域や業務特性に応じ、働き方改革、扱い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。

これらの試行については、その目的に照らし定期的に効果を検証し適宜見直しを行うPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、標準的な手法への位置づけに向けて、引き続き、検討を行うものとする。

各地方整備局におけるPDCAに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して各地方整備局ごとに計画的に実施するものとする。

本章では、地域の実情や業務内容に応じて試行的に評価方法を設定する際の考え方を記載するとともに、設定例を掲載している。

■各試行の結果を分析したところ、**概ね目的に沿う結果**が得られ、成果品質も確保されるなど、**有効性を確認**

■これらの試行の取り組みは事例集として情報共有を図るとともに引き続き試行を行なながらPDCAを回し、対応方針について検討を実施

試行分類	タイプ	試行目的	総適用件数 (書きR6年 度件数)	効果の評価		R6 試行 地整
				試行の目的に対する効果	成果品質面 (業務成績)	
働き方改革 (手続きの 効率化)	①技術者評価重視型	手続きの効率化	約1,100件 (約100件)	・受注者の8割、発注者の7割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	試行対象 :79.4点(東北) 試行対象外:79.3点(東北)	5/10
	②技術提案簡素化型	手続きの効率化	約3,600件 (約700件)	・受注者の9割、発注者の6割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	試行対象 :80.1点(九州) 試行対象外:79.9点(九州)	7/10
	③同時提出型	手続きの効率化	約4,000件 (約800件)	・受注者の6割、発注者の5割が負担低減効果を実感【R4アンケート】	試行対象 :79.9点(九州) 試行対象外:79.9点(九州)	9/10
地域企業の 育成	④チャレンジ型	地域企業の新規参 入の促進	約2,300件 (約1,400件)	・直轄実績がない企業の新規参入割合が増加 ・試行対象約7.5%に対し、当該試行以外約2.3%(東北)	試行対象 :79.5点(東北) 試行対象外:79.4点(東北)	6/10
	⑤地域貢献度評価型	災害対応等の体制 の確保・育成	約3,000件 (約400件)	・地域の中小企業の受注割合が増加 ・試行対象18%に対し、試行対象外9%(中国)	試行対象 :80.1点(中国) 試行対象外:80.1点(中国)	6/10
	⑥地域要件設定型	地域の担い手の確 保・育成	約1,300件 (約400件)	・本店所在地が当該地整管内にある企業の受注割合が増加 ・試行対象77%に対し、試行対象外40%(中国)	試行対象 :79.8点(中国) 試行対象外:80.0点(中国)	10/10
	⑦実績評価緩和型	実績が少ない業務で より高い技術力を有す る企業の参加を促す	2件 (0件)	(R4～R6試行なし) ※実績の少ない業務を発注する場合に限るため	(同左)	1/10
若手技術 者・女性技 術者の育成	⑧実績・資格評価緩 和型	若手技術者の育成	約4,000件 (約50件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約1.7倍(R5・6年度) ・試行対象22%に対し、試行対象外13%(北海道)	試行対象 :78.7点(北海道) 試行対象外:78.8点(北海道)	1/10
	⑨要件指定型	若手技術者・女性技 術者の育成	約160件 (約20件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約5.6倍(R5・6年度) ・試行対象100%に対し、試行対象外18%(近畿)	試行対象 :79.7点(近畿) 試行対象外:79.4点(近畿)	3/10
	⑩配置加点型	若手技術者・女性技 術者の育成	約2,300件 (約1,100件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約5.0倍(R5・6年度) ・試行対象65%に対し、試行対象外13%(関東)	試行対象 :79.1点(関東) 試行対象外:78.6点(関東)	8/10
	⑪管理補助技術者評 価型	若手技術者の育成	約3,900件 (約1,500件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約1.8倍(R5・6年度) ・試行対象55%に対し、試行対象外30%(中国)	試行対象 :79.9点(中国) 試行対象外:80.0点(中国)	5/10
	⑫WLB等推進企業 評価型	若手技術者・女性技 術者の育成	約500件 (約500件)	・45歳未満の管理技術者の割合が約2.0倍(R5年度) ・試行対象57%に対し、試行対象外28%(中国)	試行対象 :81.0点(中国) 試行対象外:80.5点(中国)	1/10
その他(技術 力・生産性・品 質向上)	⑬技術表彰評価型	地域企業の技術力 や生産性向上	約4,500件 (約2,000件)	・受注者の約5割が取組意欲の向上を実感【四国・R4アンケート】	試行対象 :79.1点(関東) 試行対象外:78.7点(関東)	7/10
	⑭経験豊かな技術者 の活用促進	シニア技術者の知 識・経験の活用	約300件 (約260件)	・55歳以上の照査技術者の割合が約1.3倍(R6年度) ・試行対象41%に対し、試行対象外32%(東北)	試行対象 :79.8点(東北) 試行対象外:79.4点(東北)	2/10

①技術者評価重視型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 手手続きの効率化をするために、業務特性に応じ評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式(標準型(1:3))における評価の例

- 総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務において、予定技術者の評価(資格・実績、成績・表彰)を重視し、評価テーマを設定せずに実施方針のみで評価を行う試行を実施(更なる事務負担軽減のため、ヒアリングも省略【H29.4~】)。
- H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)。ただし、評価テーマを設定し、ヒアリングを行った方が成果の品質が向上すると考えられる業務については、通常の標準型を適用。

■対象業務

河川事業:堤防・護岸設計

道路事業:道路予備・詳細設計、構造物予備・詳細・補修設計

【H29.4~】

通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断
(試行対象を全業務に拡大)

■技術点算出のための評価項目・ウェイト

※():配点

評価項目	予定技術者		技術提案		ヒアリング
	資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ	
評価のウエイト 標準型 (1:3)	25%(50)		75%(150)		有
	10% (20)	15% (30)	25% (50)	50% (100)	
技術者評価 【試行】	50%(100)		50%(100)		無
	10% (20)	40% (80)	50% (100)		



通常の標準型との使い分けを
個々の業務特性に応じ判断
(試行対象を全業務に拡大)



ヒアリング省略

※関東地方整備局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 平成28年度より試行開始
- 令和6年度には、東北・関東地方整備局ほかにおいて計128件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- 試行の目的である①手続きが効率化し、負担が軽減されているか、②評価テーマを設定しなくても品質が確保できているか等の観点から分析

①技術者評価重視型(試行結果の整理・検証1)

① 事務負担が軽減されているか?

- 受注者側で約8割、発注者側で約7割が負担軽減効果を実感

○アンケートを通じた主な意見

【令和4年度実施アンケート結果】

<受注者側の声(試行実施38者より回答)>

○作業負担の削減効果

- 評価テーマおよびヒアリングが省略されることで、作成作業等の大幅な軽減(7~10人・日程度/1業務)がはかれている。
- 評価テーマの作成が不要なため、その分技術提案書の作成作業量が軽減されている。
- 手続きに関する短縮効果は特に無かった。

○作業負担の削減以外の効果

- 作業軽減の分、現在進行中の業務の作業に注力できる
- 提案書作成の負担(気持ち)や残業時間の軽減。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○作業負担の削減効果

- 評価テーマ省略で手続き資料の作成量・時間が軽減し、ヒアリング省略により準備から評価までの時間が軽減した。
- 評価テーマを設定せずに実施方針のみで評価を行うことから、技術提案の評価に要する時間が半分になった。

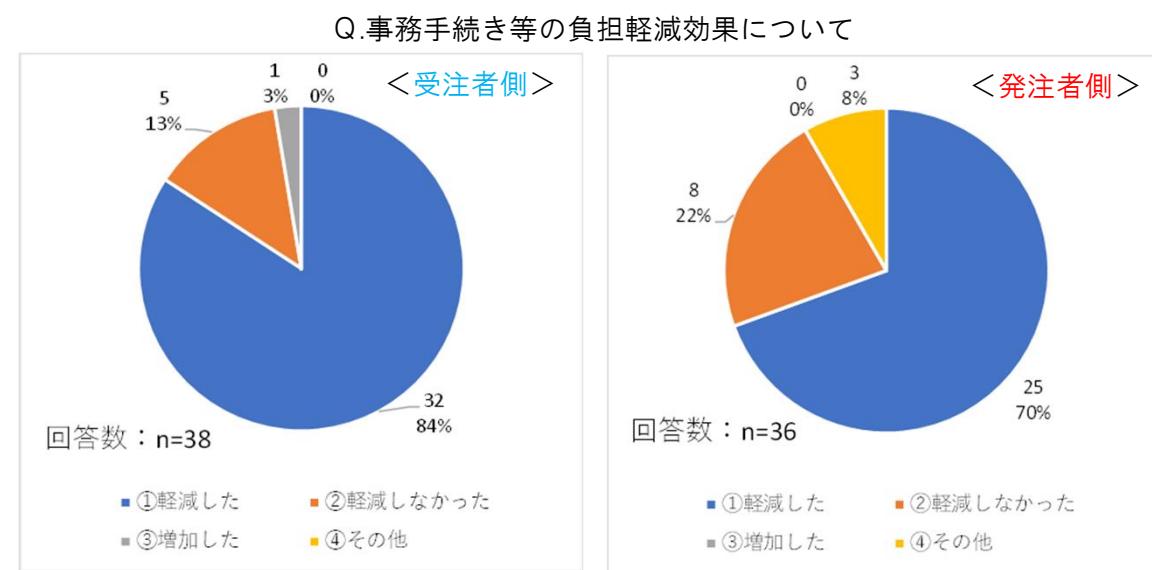
○作業負担の削減以外の効果

- 価格の過当競争になりにくく、より高い技術力を有する会社が、より戦略的な価格で落札できているので、担い手確保につながりやすい。

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約8割が負担軽減効果を実感しており、評価テーマおよびヒアリングが省略されることで、作成作業等の大幅な軽減が図られている。
- また、発注者側で約7割が負担軽減効果を実感しており、評価テーマ省略で手続き資料の作成量・時間が軽減し、ヒアリング省略により準備から評価までの時間が軽減している。

⇒よって、試行目的である、効果(負担軽減)は図られている状況と評価できる。

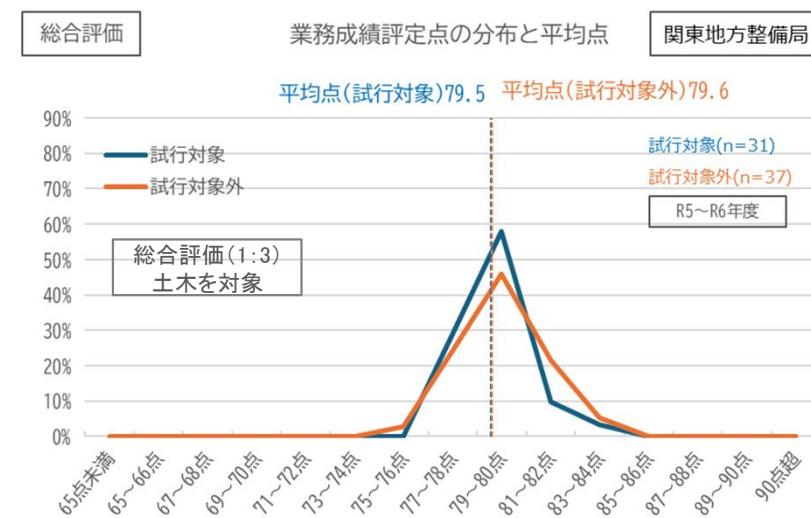
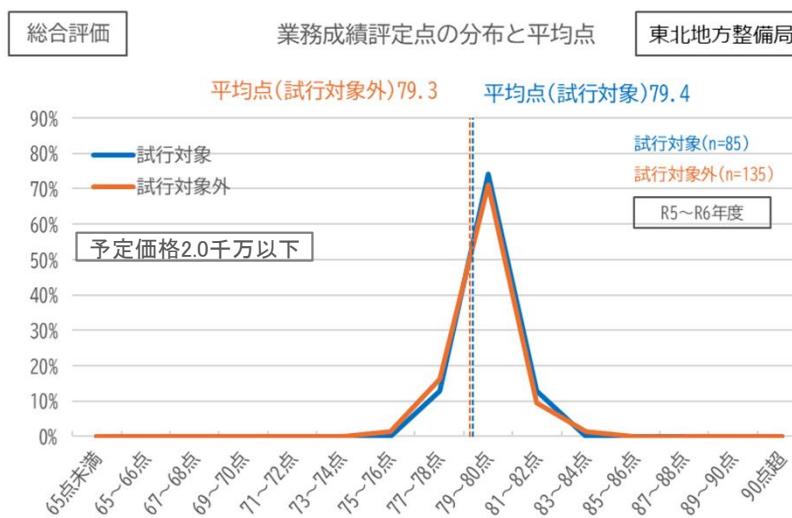


①技術者評価重視型(試行結果の整理・検証2)

② 評価テーマを設定しなくても品質は確保できているか?

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

○業務成績評定点の分布と平均点※1



※1:

- 直近2箇年(令和5～6年度)発注業務のうち、業務成績評定点が突合できた業務を集計。特段の注記のないものは土木、測量、地質の3業種を集計対象。
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務。

○分析結果の結果まとめ

観点①: 手手続きの効率化がされているか?

⇒受注者側で約8割、発注者側で約7割が負担軽減効果を実感しており、当該試行業務では、**手続きの効率化により、事務負担は軽減**している。(令和4年度アンケート結果より)

観点②: 評価テーマを設定しなくても品質は確保できているか?

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる

②技術提案簡素化型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 手続きの効率化を目的として、**技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化**する評価方式
- 受発注者の事務手続き期間の短縮や技術提案の作成・審査に係る負担の軽減を図る
- プロポーザル方式や総合評価落札方式に適用

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式(簡易型1:1)における評価項目とそのウェイトの例

- 入札説明書等の評価基準から「その他」の項目を外す。
- 「その他」の項目を残す場合は、「1項目かつ2行以内」といった、制限を付す。

評価項目	評価項目の着眼点		配点(点)	
	評価基準		標準	簡素化型
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価	20.0	25.0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価	20.0	25.0
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価	10.0	-
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に評価	50	50

※北海道開発局の評価方法の事例

○ プロポーザル方式の特定段階における評価項目とそのウェイトの例

- 実施方針の提出・評価を省略して、技術者の資格、経験等及び技術提案書の評価により技術点を決定。

評価項目	評価ウェイト(%)	
	R5以前	簡素化型
予定技術者	資格・実績等	8.5
	成績・表彰	16.5
実施方針・実施フロー・工程表・その他	15	-
評価テーマに対する技術提案	60	75
参考見積	確認	確認
技術評価の合計	100	100

※四国地方整備局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 平成26年度より試行開始
- 令和6年度には、北海道開発局、九州地方整備局ほかにおいて計714件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる

分析の観点

- 試行の目的である①**手続きが効率化し、負担が軽減**されているか、②実施方針や技術提案等の簡素化を行つても**品質が確保できているか**等の観点から分析

②技術提案簡素化型(試行結果の整理・検証1)

① 事務負担が軽減されているか？

- 受注者側で約9割、発注者側で約6割が技術提案書作成などにおいて負担軽減効果を実感

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施84者より回答)>

○作業負担の削減効果

- 技術提案書作成等にかかる時間が軽減(3~5人・日程度/1業務)された。
- 「その他」の評価項目は、評価点を得るため相当量な労力を要する場合があり、本評価項目がない場合の負担軽減効果はある。
- 文字数制限や色の表現等で提案内容の絞り込みや文章表現で苦労した。

○作業負担の削減以外の効果

- 作業軽減の分、実施中の業務に時間を配分でき、更なる品質向上につながった。
- 時間外労働の短縮につながった。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○作業負担の削減効果

- 技術提案書の評価がない分、作業量が軽減(0.2~3.0人・日/1業務、1者あたり15~30分程度)軽減した。
- 実施方針などの文字数制限により、技術力を横並びで評価がしやすくなった。
- 複数業務を発注する場合は試行業務の多様化により軽減効果は感じられない。

○作業負担の削減以外の効果

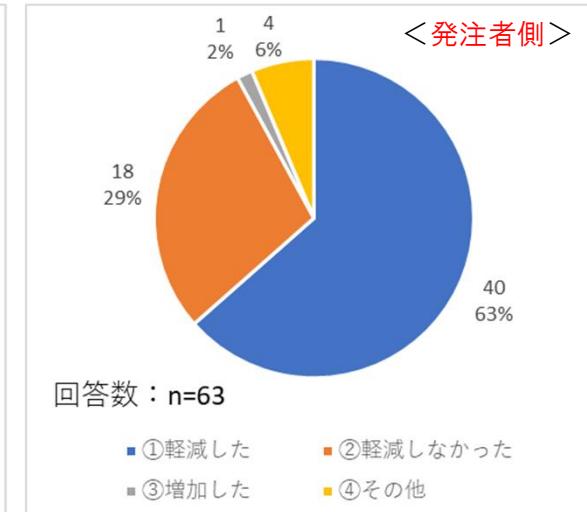
- 提案事項が客観的で取りまとめられる点やポイントが把握しやすくなるなど、評価が容易となった。

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約9割が負担軽減効果を実感しており、入札方式により軽減量に違いはあるが、技術提案を簡素化することで、提案書作成作業等の負担軽減が図れている。
- また、発注者側で約6割が負担軽減効果を実感しており、技術提案の簡素化により、評価時間の短縮などにより作業負担の軽減が図れている。

⇒よって、試行目的である、効果(負担軽減)は図られている状況と評価できる。

Q.事務手続き等の負担軽減効果について

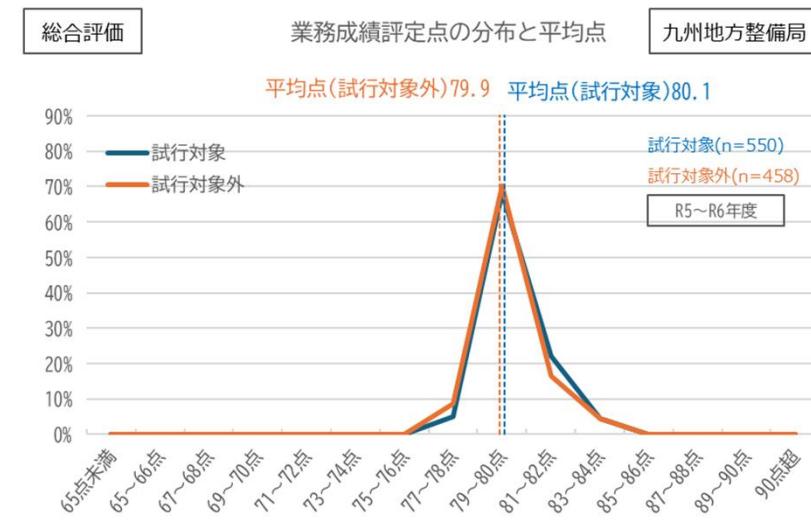
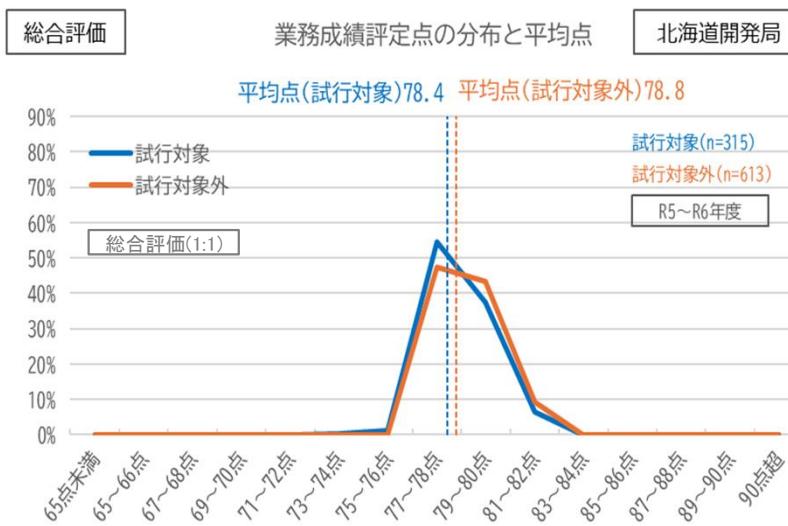


②技術提案簡素化型(試行結果の整理・検証2)

② 実施方針や技術提案等の簡素化を行っても品質は確保できているか？

- ・ 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

○業務成績評定点の分布と平均点*



*:

- ・直近2箇年(令和5～6年度)発注業務のうち、業務成績評定点が突合できた業務を集計。特段の注記のないものは土木、測量、地質の3業種を集計対象。
- ・「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務。

○分析結果の結果まとめ

観点①:手続きの効率化がされているか？

⇒受注者側で約9割、発注者側で約6割が負担軽減効果を実感しており、当該試行業務では、**手続きの効率化により、事務負担は軽減**している(令和4年度アンケート結果)

観点②:実施方針や技術提案等の簡素化を行っても品質は確保できているか？

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる

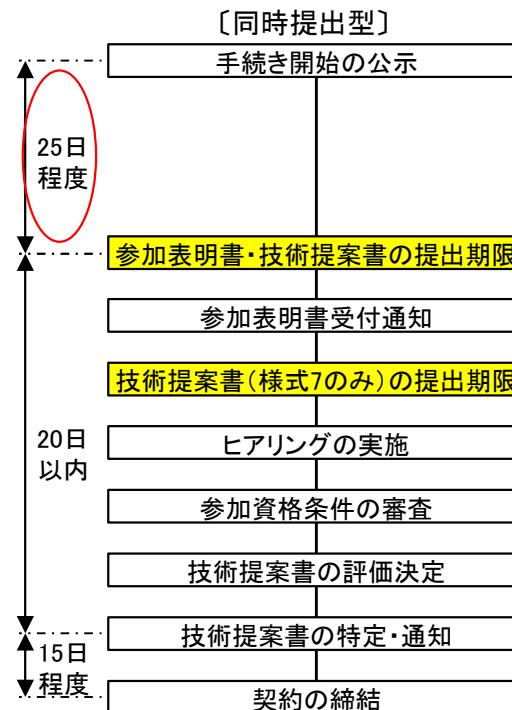
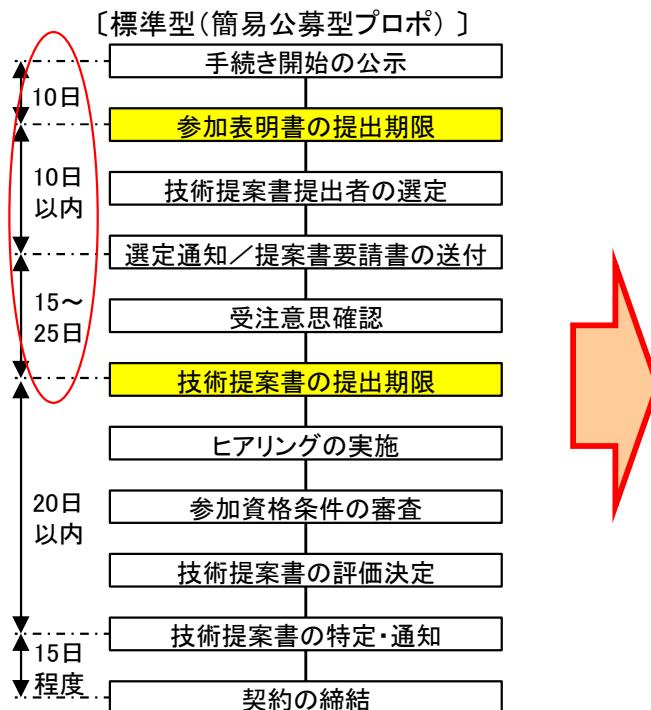
③同時提出型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 手順の効率化を目的として、参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする評価方法
- 手続き期間は2週間程度短縮されることが期待される

評価方法イメージ

○ 実施手順と標準日数の例



※東北地方整備局の実施手順の事例

試行の実施状況

- 平成28年度より試行開始
- 令和6年度には、関東・九州地方整備局ほかにおいて計786件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- 試行の目的である①手続きが効率化し、負担が軽減されているか、②手続きを効率化しても品質が確保できているか等の観点から分析

③同時提出型(試行結果の整理・検証1)

① 事務手続き期間の短縮と事務負担が軽減されているか？

- 受注者側で約6割、発注者側で約5割が負担軽減効果を実感

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施13者より回答)>

○作業負担の削減効果

- 事務手続き(社内決裁)が、1業務につき1~2日程度短縮。
- 作業量は作成書類の量が変わらないので軽減していないが、手続きについて期間短縮が図られているので1週間程度軽減されている。

○作業負担の削減以外の効果

- 手続き期間の短縮による選定・非選定、特定・非特定結果が早めに判明し、その後の対応が早期に取れた。
- 手続きが短縮されたことにより、受注業務の成果品の品質確保に時間がかかるようになった。また、業務への参加・不参加の判断等がしやすくなつた。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○作業負担の削減効果

- 契約手続き期間が5~20日間／業務程度短縮された。
- 選定非選定の入契委員会の手続きがないため、事務処理の作業軽減量は大きい。
- 参加表明書、技術提案書がまとめて提出されるため、ある程度まとめて評価出来ることが省力化になって良い。

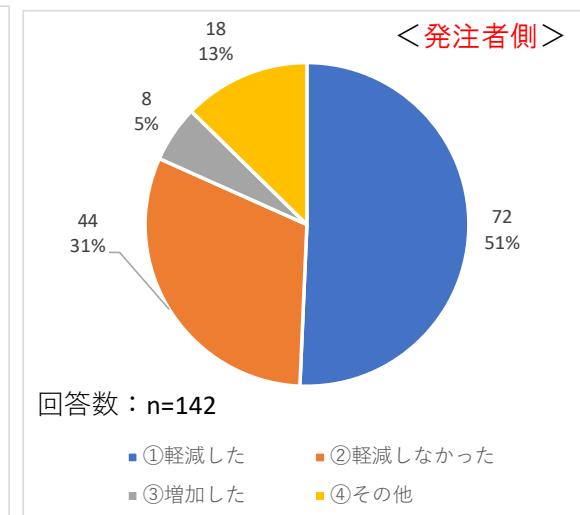
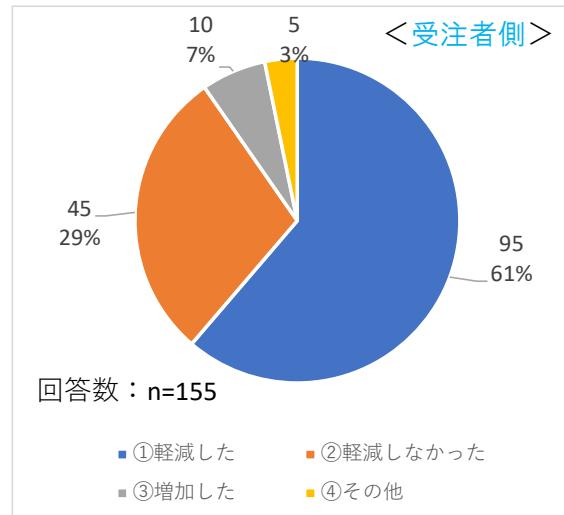
○作業負担の削減以外の効果

- 1作業にかける時間短縮によりクロスチェック時間が捻出できるようになった。

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約6割が負担軽減効果を実感しており、手続き期間の短縮と作業負担の軽減が実現できている。
 - また、発注者側で約5割が負担軽減効果を実感しており、手続き期間の短縮と作業負担の軽減が実現できている。
- ⇒よって、試行目的である効果(負担軽減)は図られている状況と評価できる。

Q.事務手続き等の負担軽減効果について

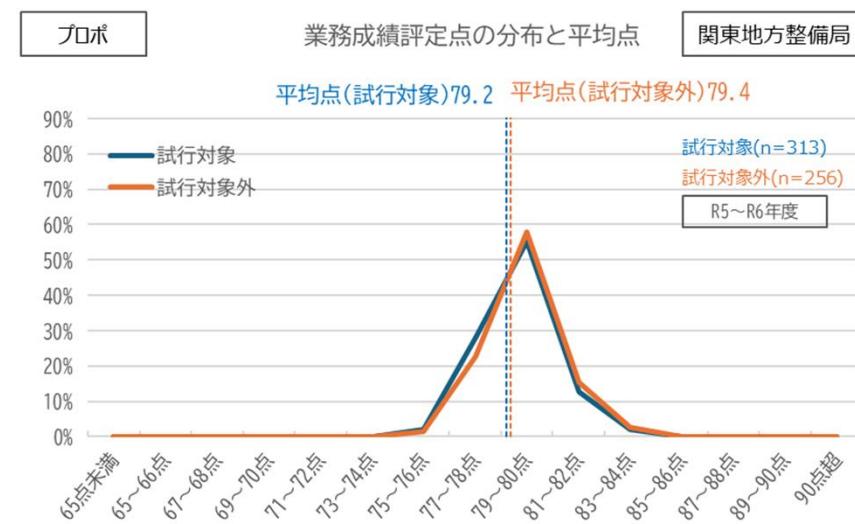
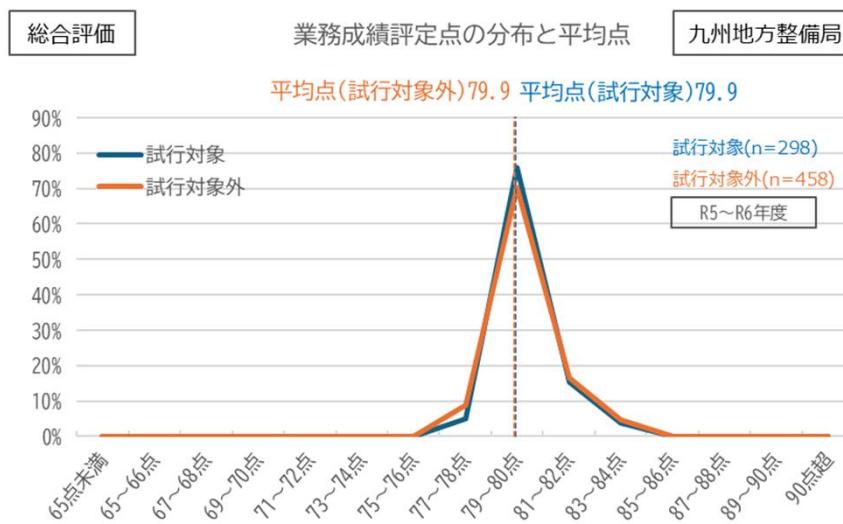


③同時提出型(試行結果の整理・検証2)

②手続きを効率化しても品質は確保できているか?

- ・試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

○業務成績評定点の分布と平均点※1



※1:

- ・直近2箇年(令和5～6年度)発注業務のうち、業務成績評定点が突合できた業務を集計。特段の注記のないものは土木、測量、地質の3業種を集計対象。
- ・「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務。

○分析結果の結果まとめ

観点①: 手続きの効率化がされているか?

⇒受注者側で約6割、発注者側で約5割が負担軽減効果を実感しており、当該試行業務では、手続きの効率化により、事務負担は軽減している(令和4年度アンケート結果より)

観点②: 手続きを効率化しても品質は確保できているか?

⇒試行業務では、成果品質面での品質は概ね確保されているといえる

④チャレンジ型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・**地域企業の新規参入の促進を目的として、自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、評価する方式**
- ・自治体の実績はあるが直轄の受注実績のない(少ない)地域企業の入札参入の促進と競争参加機会の確保を図る
- ・試行業務の実績を通じて地域の防災力の維持、既存インフラの維持管理を担う地場企業の技術力向上を期待

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式における実施方針と評価項目の例

<実施方針>

- ・直轄業務の実績がない地域コンサルタントが参集し易くなるよう、直轄の成績・表彰については評価しない。
- ・業務実績については、国とそれ以外の実績で差をつけない。
- ・指名段階において、本店所在地が当該地域(都道府県内)の企業を優位に加点評価。

【指名段階の評価】

	評価項目	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
企業 評 価	建設コンサルタント登録	5	5
	同種又は類似業務等の実績	10	15
	地域拠点		20※4
	4ヶ年業務の成績	20	- ※2
	4ヶ年業務の表彰	5	- ※2
	計	40	40
技術 者 評 価	技術者資格	5	5
	同種又は類似業務等の実績	10	25
	地域精通度	5	30※3
	・当該事務所管内(○○市、○○市...)における実績	(5)	(30)※3
	・当該地域(○○県)管内の実績	(2)	(15)※3
	4ヶ年の成績	15	- ※2
	同種・類似業務の成績	20	- ※2
	業務の技術者表彰等	5	- ※2
	計	60	60

※1 国・自治体の実績に差をつけない。

※2 4ヶ年の成績、表彰は評価しない。

※3 国・自治体の実績に差をつけない。成績評定の有無を問わず実績とする。

※4 本店、支店、営業所当の所在地により評価。

【入札段階の評価】

	評価項目	総合評価 落札方式	業務チャ レンジ型
技術 者 評 価	技術者資格	8	8
	同種又は類似業務等の実績	12	22※3
	地域精通度	5	20※3
	・当該事務所管内(○○市、○○市...)における実績	(5)	(20)※3
	・当該地域(○○県)管内の実績	(2.2)	(10)※3
	4ヶ年の成績	20	- ※2
実 施 方 針	4ヶ年の技術者表彰等	5	- ※2
	計	50	50
	業務理解度	10	
	実施手順	10	
	工程表	10	
	その他(重要事項の指摘)	10	
	その他(提案)	10	
	簡易な実施方針		50 可否で評価
	計	50	50

※近畿地方整備局の事例

○ 受注実績がない企業の評価の例

- ・発注する地方整備局の受注(契約)実績がない(少ない)企業を優位に評価

評価基準	配点
①過去5ヶ年度及び当該年度の実績なし	10
②過去4ヶ年度及び当該年度の実績なし	8
③過去3ヶ年度及び当該年度の実績なし	6
④過去2ヶ年度及び当該年度の実績なし	4
⑤過去2ヶ年度及び当該年度の実績なし	0

※九州地方整備局の事例

試行の実施状況

○ 平成29年度より試行開始

○ 令和6年度には、東北・関東・近畿・四国・九州地方整備局ほかにおいて計1,438件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①新規参入が促進がされているか、②自治体実績と直轄実績とを同様に評価しても品質が確保できているか等の観点から分析

④チャレンジ型(試行結果の整理・検証1)

① 新規参入が促進がされているか?

- ・受注者側で約6割、発注者側で約8割が新規参入はなかったと実感
- ・一方で、当該試行の拡大もしくは現状維持との回答が受発注者ともに約8割を占め、期待は高い

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施46者より回答)>

○入札参加機会の増加効果

- ・参加要件の緩和により参加しやすい条件である。
- ・チャレンジ型の入札案件業務での受注を重ねることで経験を積み、自信を深めることで他業務への参加を検討できるようになった。
- ・積極的に入札参加できるようになったが、発注件数が少なく、入札参加機会はそれほど増えていない。

○今後の適用方針について

- ・業務実績の少ない企業が、参入できるチャンスを増やしてほしい。
- ・ある程度の件数は実施したほうが良い。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○入札参加機会の増加効果(新規参入がなかった理由)

- ・業務規模が大きく、国の業務を実施しているような比較的大きい企業でないと履行できないため。
- ・試行業務の発注の周知が地域業者へ行き届かなかった。
- ・実績件数が少ないと技術者が不足していたのではないか

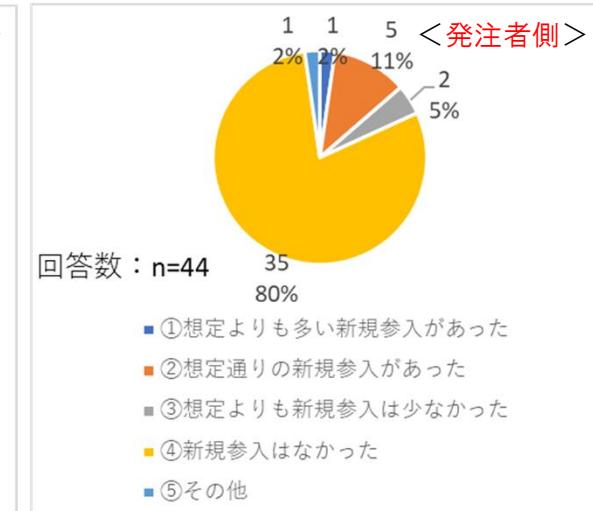
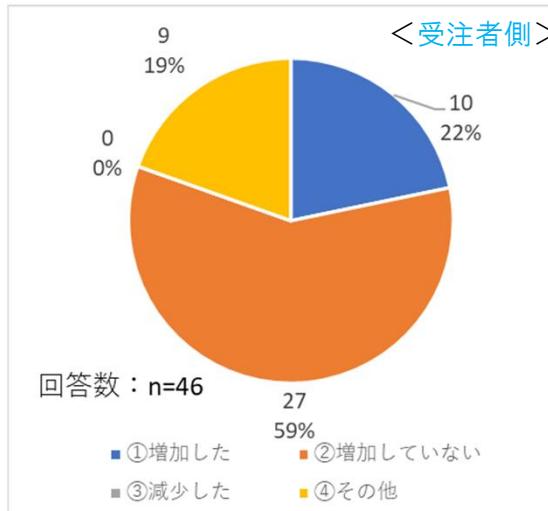
○今後の適用方針について

- ・地域企業の育成には、座学では得られない暗黙知が必要であり、受注した業務を通じてこの会得を促す必要がある
- ・国発注の業務で得られた知見を、自治体発注の業務に生かすことで、地方への技術の伝承機会を得られる

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約6割が入札参加機会は増加していないと実感しており、積極的に参加ができるようになったが、発注件数が少なく、入札参加機会がそれほど増えていない。
- また、発注者側で約8割が新規参入はなかったと実感しており、規模の大きい企業でないと履行できないため、新規参入が見込めない。
- ⇒ よって、試行目的である地域コンサルや新規参入者の入札参加機会の拡大はあまり図られていない状況と評価できる。
- ⇒ 一方、当該試行の今後の適用方針については、受発注者ともに拡大もしくは現状維持との回答が約8割を占め、当該試行への期待の高さがうかがえる。

Q.入札参加機会の増加について

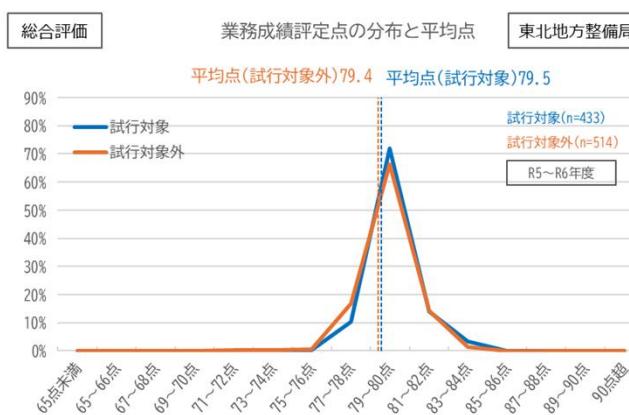


④チャレンジ型(試行結果の整理・検証2)

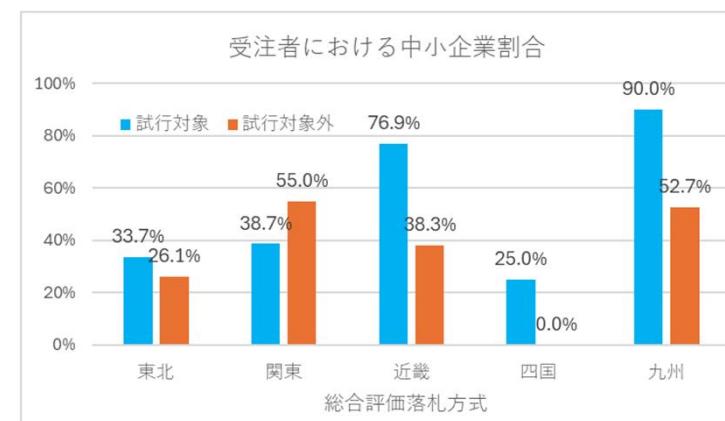
②自治体実績と直轄実績と同様に評価しても品質は確保できているか？

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる
- 新規参入者の割合がチャレンジ型以外と比べ高くなっている。また、受注者における中小企業の割合は、試行の方が高い地方整備局が多くなっており、**中小企業の参加機会の向上**にもつながっているといえる。

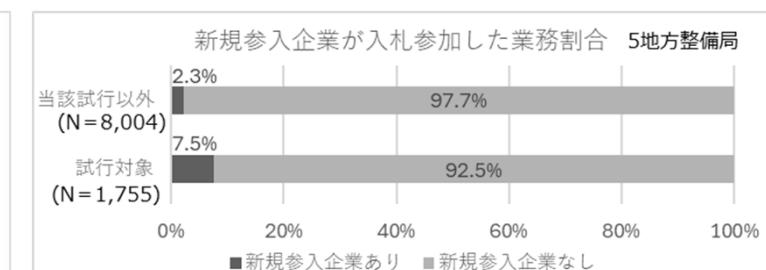
○業務成績評定点の分布と平均点※1



○中小企業の割合※2



○受注企業の直轄実績※3



※1:

- 直近2箇年(令和5～6年度)発注業務のうち、業務成績評定点が突合できた業務を集計。特段の注記のないものは土木、測量、地質の3業種を集計対象。
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務。

※2:

- 直近2箇年(令和5～6年度)発注業務のうち土木、測量、地質の3業種を集計対象。
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務。

※3:

- 新規参入企業は、平成29年度から令和4年度に受注実績がない企業とし、直近2箇年(令和5～6年度)の3業種(土木、測量、地質)において入札参加者に新規参入企業を含む業務の割合を整理
- 当該試行以外は、チャレンジ型以外の業務すべて
- 東北、関東、近畿、四国、九州の5つの地方整備局の業務の合計

○分析結果の結果まとめ

観点①: 新規参入が促進がされているか？

⇒チャレンジ型の試行以外の業務と比べ、**直轄実績がない企業の参加割合は試行業務の約3.3倍(2.3%→7.5%)に拡大**しており、**新規参入の促進につながっている**。また、一部地域では中小企業の参入・受注機会の向上につながっている

観点②: 自治体実績と直轄実績と同様に評価しても**品質が確保できているか？**

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる

⑤地域貢献度評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 災害対応等の体制の確保・育成を目的として、災害協定や災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式
- 「地域の守り手」として迅速な災害対応等が期待できる地域企業の入札参入の促進と競争参加機会の確保
- 試行業務の実績を通じた地域企業の技術力向上、地域の防災力(災害対応体制)の維持・向上を期待

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式(1:1)における競争参加資格要件の設

- 整備局管内(又は〇〇県内／〇〇地方生活圏内)に本店(支店又は営業所)を有していること。
- 企業及び配置予定主任技術者(管理技術者)において、同種又は類似業務の実績を有すること。(発注機関は問わない)
- 本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

○ 総合評価落札方式における地域貢献度評価の例

<実施方針>

- 地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に、国交省の実績がない企業の参加機会を確保するため、**業務成績や表彰を評価項目とせず、指定エリア内における過去の災害活動実績を評価。**
- 価格競争で行っていた、土木、測量、地質、に適用。

参加表明者 者の経験 及び能力	評価項目 資格・実績等	標準の業務(総合評価 簡易型)				チャレンジ型	
		指名段階		特定段階		ウェイト	標準配点
		ウェイト	標準配点	ウェイト	標準配点		
配置予定 管理技術 者の経験 及び能力	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	-	-	-	3	
	過去10年間の同種又は類似実績	15%	10	-	-	50%	6
	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	-	-	-	-	21	
成績・表彰	過去2年間の業務成績	30	-	-	-	-	-
	過去2年間の業務表彰の有無	5	-	-	-	-	-
	小計	50%	50	-	0	50%	30
資格・実績等	技術者資格等	5	-	4	-	4	
	過去10年間の同種又は類似実績	15%	10	25%	11	48%	11
	過去10年間の当該事務所・周辺での業務実績	-	-	-	-	14	
成績・表彰	過去4年間の業務成績	30	-	12	-	-	-
	過去4年間の業務表彰の有無	5	-	2	-	-	-
	CPD	CPD取得状況	-	-	1	2%	1
実施方針	小計	50%	50	50%	30	50%	30
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他	-	-	50%	30	-	-
	簡易な実施方針 業務理解度・実施手順	-	-	-	-	※1	-
合計		100%	-	100%	60	100%	60

※中国地方整備局の評価方法の事例

※1 競争参加資格要件として評価項目としない。

試行の実施状況

- 平成29年度より試行開始
- 令和6年度には、東北・関東・中国・四国地方整備局他において計432件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- 試行の目的である①**地域企業の確保育成・参加機会の確保**がなされているか、②(直轄業務の成績評定や表彰実績の評価を行わず)災害活動実績等の地域貢献度等により評価しても**品質は確保できているか**等の観点から分析

⑤地域貢献度評価型(試行結果の整理・検証1)

① 地域企業の確保育成・参加機会の確保がなされているか？

- ・受注者側で約5割、発注者側で約2割が地域貢献企業の受注増の効果を実感
- ・受注者側で約6割、発注者側で約3割が担い手の確保・育成効果を実感

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施39者より回答)>

○地域貢献企業が受注する効果

- ・過年度実績にとらわれず、積極的に受注に向けての活動が行えた。
- ・直轄業務における、地域貢献等の成績評定や表彰実績が評価項目から除外され、受注実績の少ない企業でも受注可能性が増加。
- ・今まで発注が無かった事務所からの業務の受注機会や範囲が拡大。

○地域の担い手確保・育成の効果

- ・地域密着型のコンサルタントにも国土交通省発注業務の実施機会が与えられ、地方の若手技術者の業務経験を積むことができる。
- ・技術点が評価対象であるため、技術力向上の取り組みを後押しする。
- ・得られた知見等は、社会資本整備の品質向上に繋がる。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○地域貢献企業が受注する効果

- ・地域貢献企業が落札した割合は10～50%以上。
- ・増加していない:トータル発注件数が少ない。

○地域の担い手確保・育成の効果

- ・地域の技術的課題に精通した技術者へ研鑽を与えるために必要。
- ・従来の評価内容に比べて地元企業の安定的継続的な受注機会を設けることができる。
- ・災害協定の公募では地元企業と協定締結ができた。
- ・地域コンサルタントが受注することにより、現地状況が把握される。
- ・直轄業務の経験、実績を積むことで、多面的な育成の機会となる。

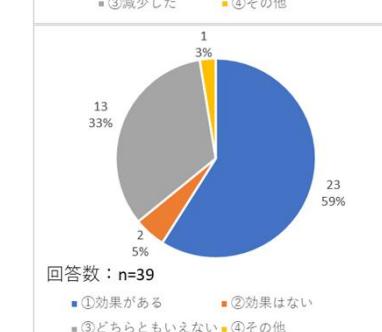
<アンケート結果の分析>

- 地域貢献企業の受注については、受注者側で約5割、発注者側で約2割が增加効果を実感している。
- 担い手の確保・育成効果については、受注者側で約6割、発注者側で約3割が効果を実感している。
- どちらも受注者側の方が発注者側よりもより高い効果を実感している。
⇒ よって、試行目的である、地域企業の確保育成・参加機会の確保がなされていると評価できる。

Q. 地域貢献企業
が受注する効
果について



Q. 地域の担い手
確保・育成の
効果について



<発注者側>



⑤地域貢献度評価型(試行結果の整理・検証2)

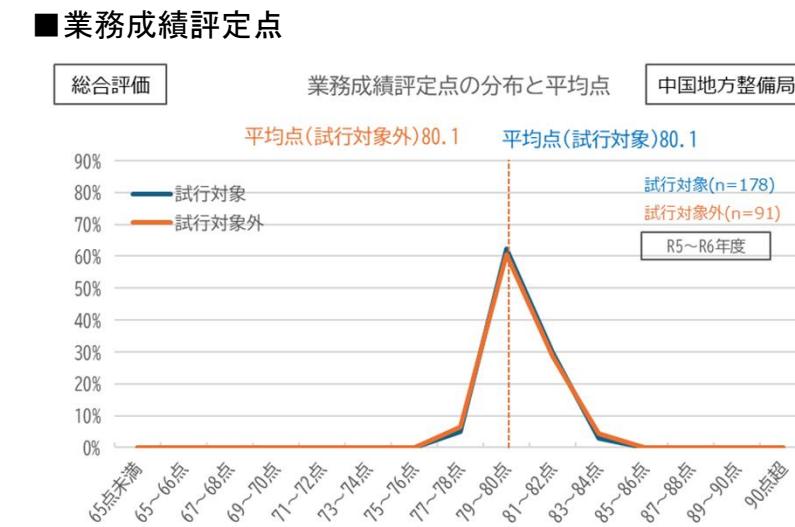
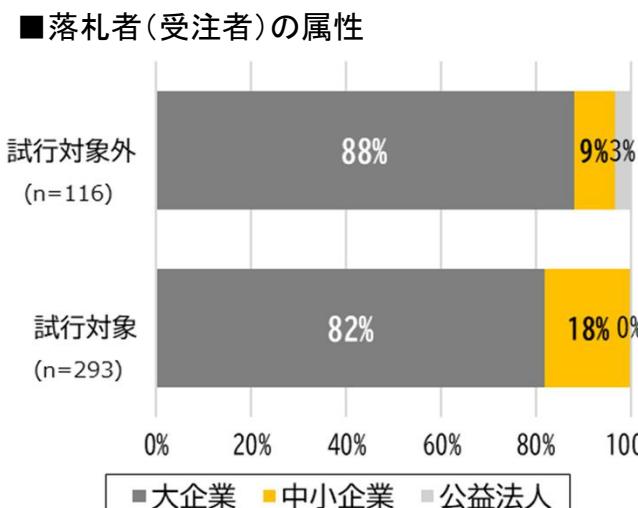
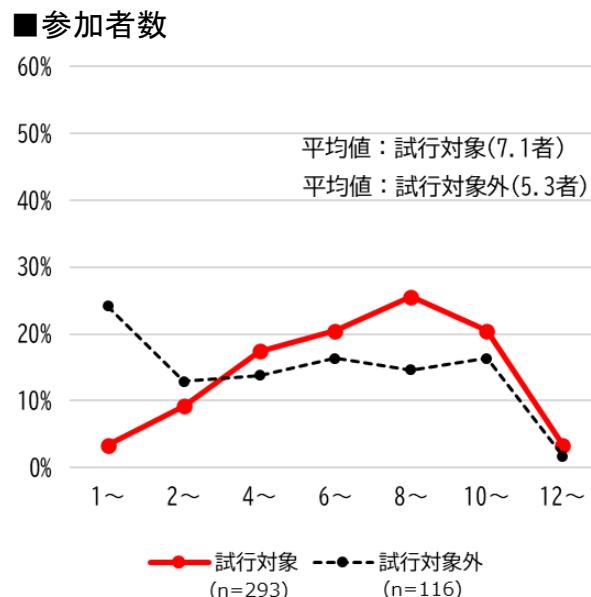
① 地域企業の参入機会が確保されているか？

- ・ 試行対象外業務と比べて、平均参加者数が増加(一者応札も減少)、地域の中小企業による受注が増加、本店が当該地方整備局管内の企業による受注割合も増加し、**地域企業の参入機会が確保されていると評価**できる

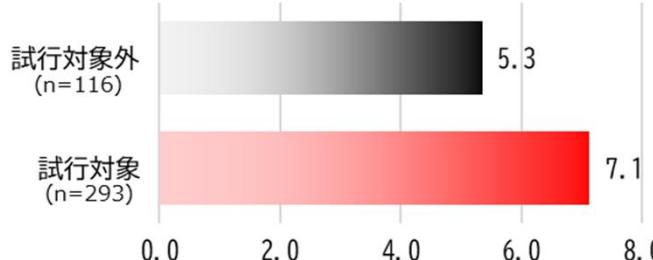
② 災害活動実績等の地域貢献度により評価しても品質は確保できているか？

- ・ 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

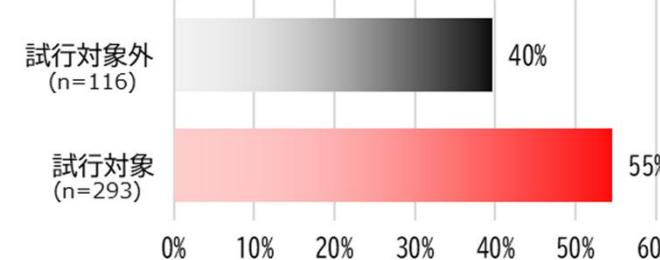
中国地方整備局：業務チャレンジ型



■ 平均参加者数



■ 本店所在地が当該地方整備局管内(※JV除く)



【中国地方整備局】

- ※直近2箇年(令和5～6年度)に総合評価落札方式で発注された3業種(土木、測量、地質)を対象に整理
- ※入札方式は総合評価の業務
- ※「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

⑥地域要件設定型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・**地域の担い手の確保・育成を目的として、企業の本店を一定地域内に有することを参加要件**としたり、**当該地方整備局の業務成績を優位に評価**し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式
- ・地域の担い手としての地域企業の入札参入の促進と競争参加機会の確保
- ・試行業務の実績を通じて地域の防災力の維持、既存インフラの維持管理を担う地場企業の技術力向上を期待

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式・プロポーザル方式における地域要件設定の例

<実施方針>

- ・地域要件または地域精通度を設定（「本店」、「本店・支店または営業所」）

○ 地域特性を踏まえた検討を行う業務の例

- ・総合評価落札方式及び比較的難易度の高くないプロポーザル方式を対象
- ・当該地域独自の課題に対応する業務など、地域特性を踏まえた検討を行うことにより、成果の品質の向上につながる特性を有する業務に適用
- ・評価テーマに「地域特性を踏まえた評価テーマを設定」とともに、地域要件または地域精通度を設定

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	✗ → ■	○ → ■
総合評価落札方式	○ → ■	○ → ■
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ✗：採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

採用・評価の見直し

- ◎：原則、採用・評価
 ○：必要に応じて採用・評価
 ■：「地域の守り手」確保のための発注方式により、**地域特性を踏まえた評価テーマを設定した業務は原則、地域要件または地域精通度を採用・評価**
 ✗：採用・評価しない

※近畿地方整備局の評価方法の事例

※各地方整備局等により運用が異なる。

試行の実施状況

○ 平成28年度より試行開始

○ 令和6年度には、北海道開発局、関東・中部・近畿・四国地方整備局ほかにおいて計401件の発注業務に適用

分析の観点

- ・試行の目的である①**地域の担い手の確保・育成(受注機会の確保)**に寄与しているか、②**企業の本店を一定地域内に有すること等の地域要件を課しても品質が確保できているか**等の観点から分析

⑥地域要件設定型(試行結果の整理・検証1)

① 地域の担い手の確保・育成(受注機会の確保)に寄与しているか?

- 受注者側で約7割、発注者側で約3割が担い手確保・育成の効果を実感

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施13者より回答)>

○受注機会の増加

- 地元企業同士の技術力で勝負できることが受注機会の増加に繋び付いた。
- プロポーザルにおける5社選定に残る機会が増え、受注機会の増加に繋がった。

○地域の担い手確保・育成効果

- 当該地域の精通度が高い会社(技術者)が継続的且つ安定的に業務を受注する機会が増えることで、新入社員の雇用促進や若手技術者の技術力向上に繋がる。
- 高い知識と専門的な技術力を要求されるプロポーザル業務を地元企業が受注する機会が増えることにより、技術者の育成や技術力の向上・継承、実績の確保、企業経営の安定化に繋がる。

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

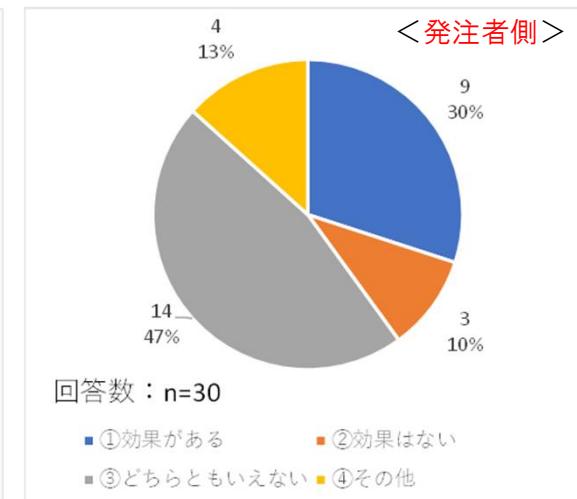
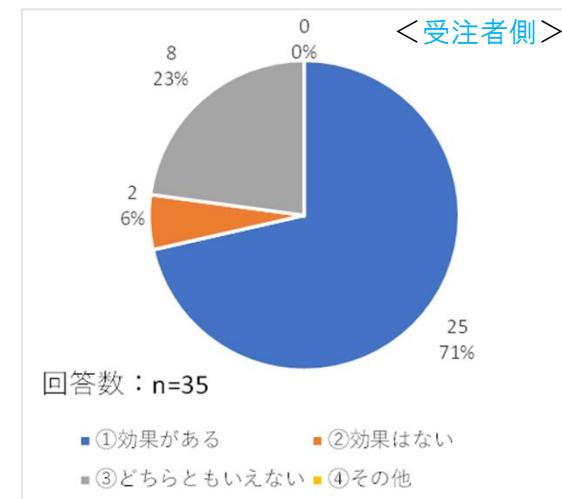
○担い手確保・育成効果について

- 参加者全てが地域貢献企業であり、地域実績業者の持続性のある育成ができる。
- 現場に近いことから、災害時や緊急時の現場対応など、会社として、素早く人員を確保することが可能
- 元々地元技術者を抱えている又は確保出来る業者が受注している。
- 当試行が災害時の担い手確保・育成効果に、直接関係するとは思えないが、地域の技術者の技術力の確保には、繋がっている。

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約7割が担い手確保・育成の効果を実感している。また、地域精通度の高い企業や技術者が受注する機会も増加しており、併せて、地域技術力の向上に繋がっている。
 - また、発注者側で約3割が担い手確保・育成の効果を実感しているが、どちらともいえないが半数近くを占め、発注者側からは効果が見えにくい部分がある。
- ⇒よって、試行目的である、担い手確保・育成には一定の効果が得られている状況と評価できる。

Q.地域の担い手確保・育成の効果について



⑥地域要件設定型(試行結果の整理・検証2)

① 地域企業の参入機会が確保されているか？

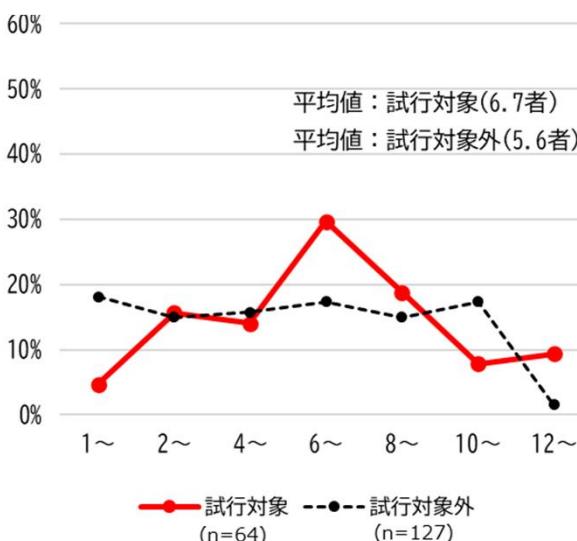
- 試行対象外業務と比べて、平均参加者数が増加(一者応札も減少)、地域の中小企業による受注が増加、本店が当該地方整備局管内の企業による受注割合も増加し、**地域企業の参入機会が確保されていると評価**できる

② 企業の本店を一定地域内に有すること等の地域要件を課しても品質は確保できているか？

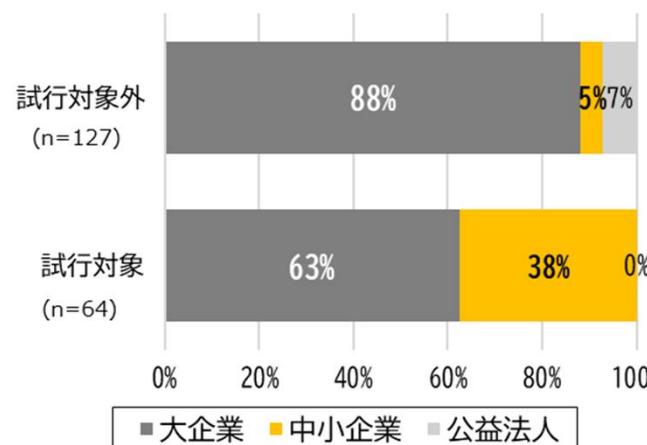
- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

中国地方整備局: 地域要件の設定(本店縛り)(総合評価)

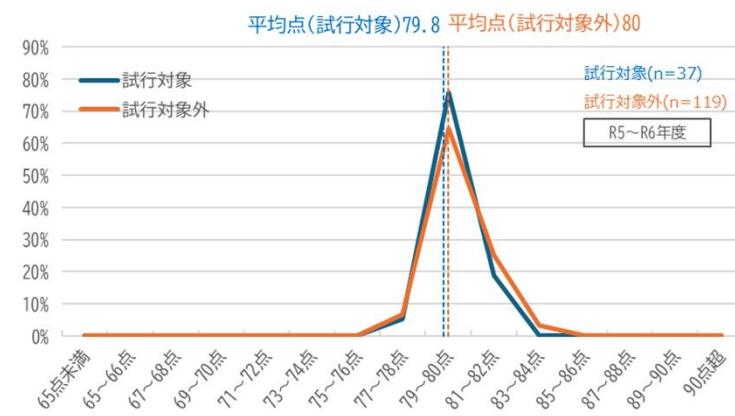
■ 参加者数



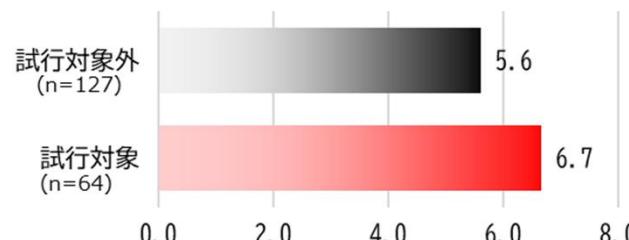
■ 落札者(受注者)の属性



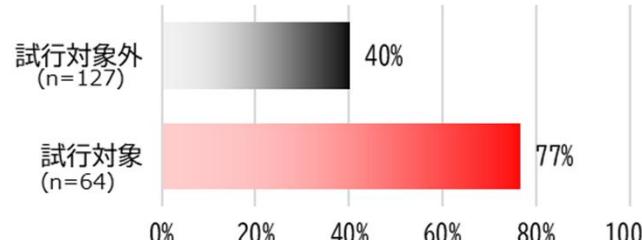
■ 業務成績評定点



■ 平均参加者数



■ 本店所在地が当該地方整備局管内(※JV除く)



【中国地方整備局】

※直近2箇年(令和5~6年度)に総合評価落札方式
(簡易型(1:1))で発注された3業種(土木、測量、地質)を対象に整理

※「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

⑦実績評価緩和型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

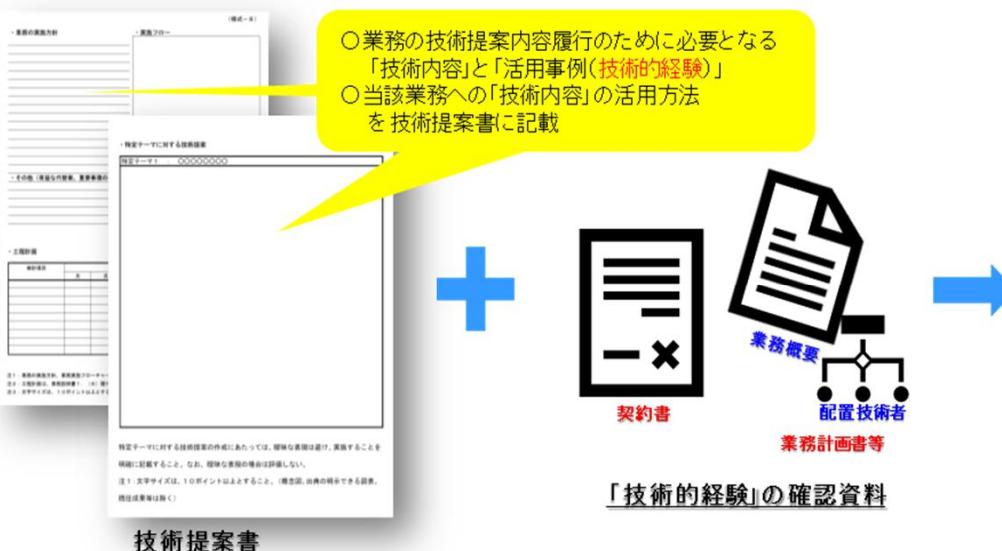
- 実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、**評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式**
- 技術力が十分発揮できる競争環境の確保(実績が少ない分野の業務における、より高い技術力を有する企業の参加促進)

評価方法イメージ

○プロポーザル方式における実績評価緩和の例

<実施方針>

- 先進的な内容など地方整備局等の実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めて、
参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに、同種・類似
業務実績を求める試行を実施。



- 「技術的経験」が確認できた場合
⇒技術提案内容を評価
⇒業務成績を有しない場合は、6割ウェイトで評価
※より評価が高い業務成績を有する場合は高い評価を採用
- 「技術的経験」が確認できない場合
■「技術的経験」が技術提案内容の実現性を
示していないことが明らかな場合
⇒特定しない

試行の実施状況

- R2年度より試行
を開始(R4年度
以降試行実績な
し)

※関東地方整備局の評価方法の事例

⑧実績・資格評価緩和型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・**若手技術者の育成を目的**として、資格、実績、成績、表彰等の配点割合を減じて、**技術者の経験値による得点差を緩和する評価方式**
- ・若手が不利にならないよう、業務成績・表彰の配点を小さくしたり、加点評価を廃止して技術者の経験値による得点差を緩和を図ることで、**若手技術者の配置を促す**

評価方法イメージ

- プロポーザル方式における配置予定技術者の成績・表彰の配点例

<実施方針>

- ・管理技術者の経験による点数差が大きくならないよう、管理技術者の評価において、業務成績や表彰の配点を小さくしたり、加点評価を廃止する。
- ・主に、簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)又は、簡易公募型プロポーザル方式に該当する業務に適用

〔標準型〕

■選定時		
評価の着眼点	配点	ウェイト
管理技術者の評価	業務成績	24
	優良表彰の経験	4

配点	ウェイト
0~6	0%~13% (0%~15%)
0~2	

■特定時		
評価の着眼点	配点	ウェイト
管理技術者の評価	業務成績	20
	優良表彰の経験	4

配点	ウェイト
0~6	0%~6% (0%~10%)
0~2	

※北海道開発局の評価方法の事例

試行の実施状況

- H27年度より試行を開始
- 令和6年度には、北海道開発局において計52件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①**若手技術者の配置が促されているか**、②**若手技術者が配置されても品質が確保できるか**等の観点から分析

⑧実績・資格評価緩和型(試行結果の整理・検証1)

① 若手技術者の配置が促されているか？

- ・受注者側で約5割が若手技術者を配置して参加、発注者側で約4割が若手技術者配置の効果を実感
- ・管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務の方が年齢が若くなっている、若手技術者の配置を促す効果が一定程度見られるといえる

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施40者より回答)>

○配置して参加した理由

- ・若手技術者の育成と業務経験を積ませるため。
- ・社内技術者の手持ち業務量の分散のため。

○若手技術者配置以外の効果

- ・本人にとってのモチベーション向上に効果がある
- ・会社全体としてフォローオン体制に対する意識が向上し、成果品の品質向上につながる
- ・建設系の講習会(CPD)を受講する機会が増え、スキルアップが図ることができる

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○若手技術者の登用、育成効果

- ・技術者の経験による配点の差を少なくすることで、若手・助成技術者の登用がしやすくなる。
- ・若手・女性技術者のキャリアアップの場として、参加者内の協力体制が上がる。

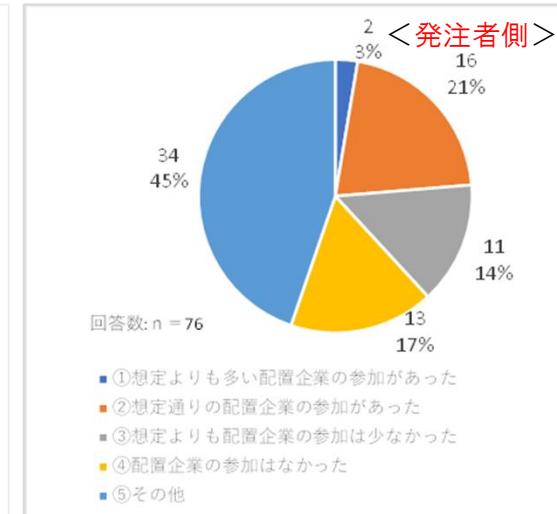
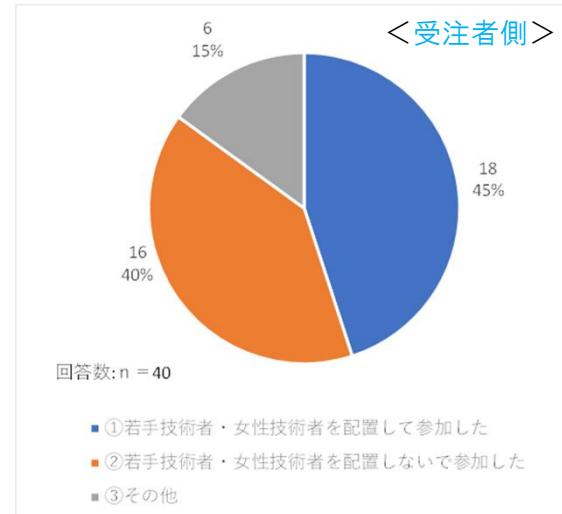
○若手技術者配置以外の効果

- ・企業における若手技術者の人材確保、育成の契機になる。
- ・受注者は業務実施にあたり若手技術者育成を社で支えつつ進めており、育成としての効果があると感じた。
- ・管理技術者の論文発表や学会誌への執筆によって点数の差が出ており、幅広い取り組みによる評価を行う効果が出ている

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約5割が若手技術者を配置して参加している。配置の理由は、若手技術者の育成と業務経験を積ませるためが多く、当該試行の狙い通りであった。
- また、発注者側で、想定より参加企業が少なかった場合を含めると、約4割が若手技術者の配置を実感している。
- ⇒ よって、試行目的である、若手技術者の配置を促す効果は一定程度あるものと評価できる。

Q.若手技術者の配置効果について

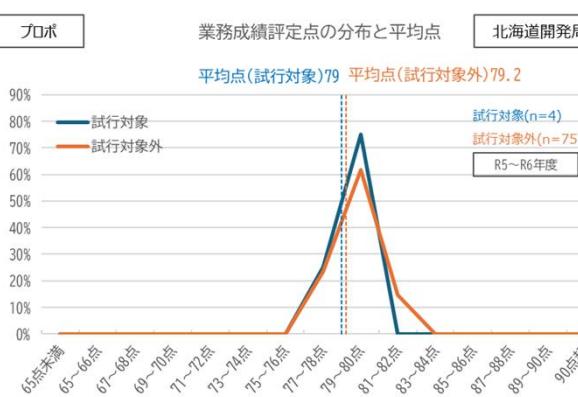


⑧実績・資格評価緩和型(試行結果の整理・検証2)

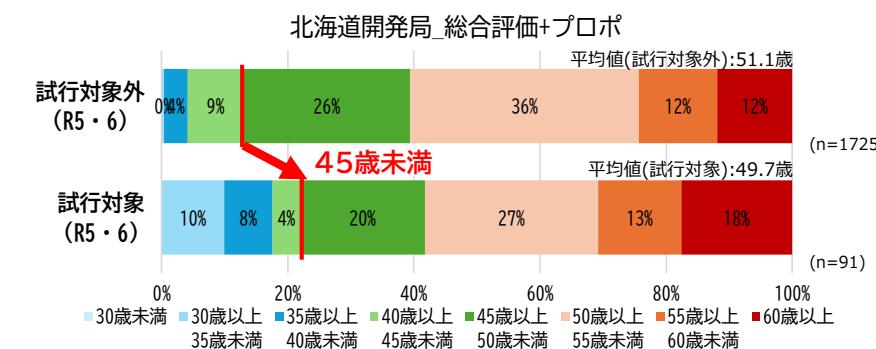
② 若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、成果の品質は概ね確保されていると評価できる
- また、管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務は45歳未満の割合が22%に対し、試行対象外の業務は13%となっており、若手技術者の配置に一定の効果が見られると言える

○業務成績評定点の分布と平均点※



○管理技術者の年齢分布※



【北海道開発局】

※直近2箇年(令和5～6年度)に総合評価落札方式および簡易公募型プロポーザル方式で発注された3業種(土木、測量、地質)を対象に整理

※「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○分析結果の結果まとめ

観点①: 若手技術者の配置が促されているか?

⇒管理技術者の年齢分布をみると、令和5～6年度の45歳未満の割合は試行対象業務(22%)が試行対象外業務(13%)の約1.7倍高くなっている、一定の効果が見られるといえる。

観点②: 若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

⇒試行業務では、成果品質面での品質は概ね確保されているといえる

⑨要件指定型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・若手技術者の育成を目的として、予定管理技術者の年齢に競争参加資格として一定年齢以下の制限を設ける方式
- ・予定管理技術者や担当技術者に一定年齢以下の制限を設けることで、若手技術者の登用促進、育成を促す

評価方法イメージ

○ 参加資格要件の設定例

- ・管理(主任)技術者に若手技術者もしくは女性技術者を配置し、かつ管理(主任)補助技術者を配置できること。
※ 若手技術者とは、公示日現在で「45歳未満」の技術者とする。
- ※ 管理(主任)補助技術者とは、管理技術者に求められる資格及び実績等を有し、管理(主任)技術者をサポートする技術者であり、年齢制限は設けない。なお、業務実施体制上は担当技術者を兼ねるものとする。

○ 総合評価における配置予定技術者の評価項目の設定例

<実施方針>

- ・管理(主任)技術者には、技術者資格及び業務実績(同種・類似)の有無のみ確認し、点数評価は行わない。
- ・管理(主任)補助技術者には、資格及び実績等を点数評価するが、業務成績は評価項目としない。表彰実績の評価においては、評価対象期間を問わない。
- ・求める技術提案は、「実施方針」と「評価テーマ(固定テーマを設定)」とする。

要件		参加資格	選定要件	技術評価	補足・留意事項
管理技術者	技術者資格	◎	◎	-	要件を満たしているか確認するが、点数評価はしない。
	業務実績	◎	◎	-	
	地域精通度	-	-	-	
	業務成績	-	-	-	
	表彰の有無	-	-	-	
	当該部門従事期間	-	-	-	
	手持ち業務量	◎	◎	-	
	CPDの取得状況	-	-	-	
管理補助技術者	技術者資格	◎	◎	◎	業務成績は評価項目に設定しない。
	業務実績	◎	◎	◎	
	地域精通度	-	○	○	
	業務成績	-	-	-	
	表彰の有無	-	◎	◎	
	当該部門従事期間	-	○	○	
	手持ち業務量	◎	○	○	
	CPDの取得状況	-	-	○	

「◎」:原則設定、「○」:必要に応じて設定、「-」:原則設定しない。

※九州地方整備局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 平成29年度より試行開始
- 令和6年度には、北海道開発局、近畿・九州地方整備局において計22件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①若手技術者の配置が促されているか、②若手技術者が配置されても品質が確保できるか等の観点から分析

⑨要件指定型(試行結果の整理・検証1)

① 若手技術者の配置が促されているか？

- ・受注者側で8割以上が若手技術者を配置して参加、発注者側で約6割が若手技術者配置の効果を実感
- ・管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務の方が年齢が若くなっている、若手技術者の配置を促す効果が一定程度見られるといえる

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施41者より回答)>

○配置して参加した理由

- ・若手が活躍できる魅力的な職場環境の創出、担い手確保
- ・若手技術者が管理技術者としての経験を積めるため

○若手技術者配置以外の効果

- ・社内の照査体制が強化される
- ・今後管理実績が必要な業務の入札参加が可能となる
- ・若手技術者への刺激となり、資格試験受験等のスキルアップを積極的に行うようになった
- ・新しい着眼点やアイディアによる計画、設計

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○若手技術者の登用、育成効果

- ・若手技術者が管理技術者の実績を早期に得られ、他の業務への参加もしやすくなる
- ・若手技術者が管理技術者としての経験を積みやすくなる

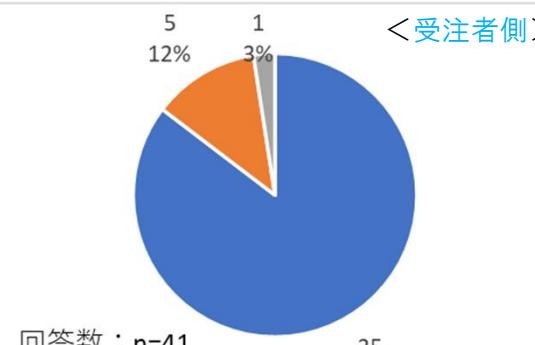
○若手技術者配置以外の効果

- ・若手技術者のより積極的な技術習熟に繋がる
- ・同種業務実績の少ない技術者や表彰実績のない技術者を配置する企業が見られた
- ・他の若手担当技術者からも業務に関する調整等が積極的に行われる
- ・若手技術者の新しい観点が反映された成果になる

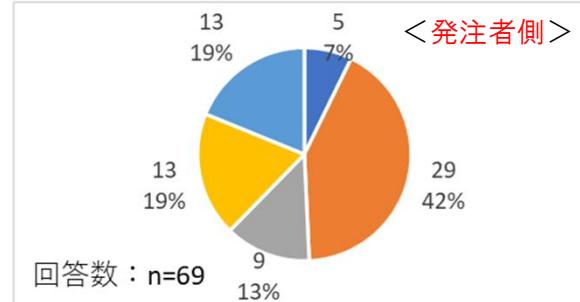
<アンケート結果の分析>

- 受注者側で8割以上が若手技術者を配置して参加している。配置の理由は、若手技術者の育成と業務経験を積ませるために多くの企業が選択している。
- また、発注者側で、想定より参加企業が少なかった場合を含めると、約6割が若手技術者の配置を実感している。
- ⇒ よって、試行目的である、若手技術者の配置を促す効果は一定程度あるものと評価できる。

Q.若手技術者の配置効果について



- ①若手技術者・女性技術者を配置して参加した
- ②若手技術者・女性技術者を配置しないで参加した
- ③その他



- ①想定よりも多い配置企業の参加があった
- ②想定通りの配置企業の参加があった
- ③想定よりも配置企業の参加は少なかった
- ④配置企業の参加はなかった
- ⑤その他

⑨要件指定型(試行結果の整理・検証2)

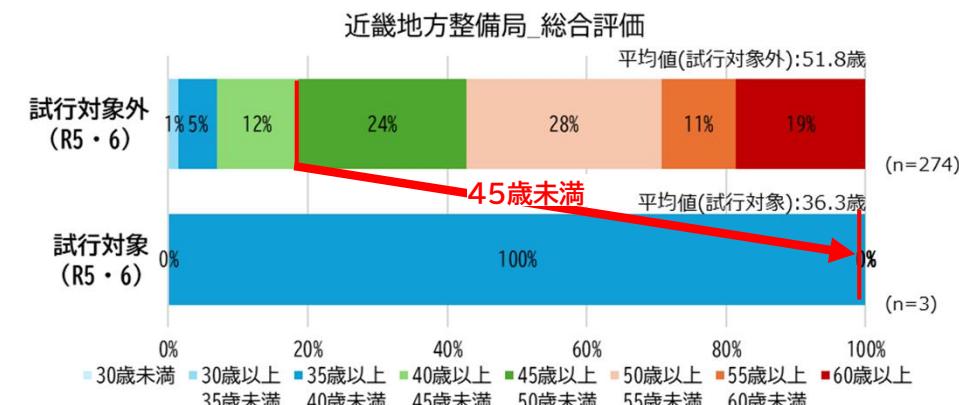
② 若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

- ・試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、成果の品質は概ね確保されていると評価できる
- ・また、管理技術者の年齢分布をみると、若手技術者の配置に一定の効果が見られると言える

○業務成績評定点の分布と平均点※



○管理技術者の年齢分布※



※近畿地方整備局で、予定価格が2千万円以下で、直近2箇年(令和5~6年度)に総合評価落札で発注された3業種(土木、測量、地質)を対象に整理

※「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○分析結果の結果まとめ

観点①:若手技術者の配置が促されているか?

⇒管理技術者の年齢分布をみると、サンプル数は少ないものの、令和5~6年度の45歳未満の割合は試行対象業務(100%)が試行対象外業務(18%)の約5.6倍高くなっている。一定の効果が見られるといえる。

観点②:若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

⇒試行業務では、成果品質面での品質は概ね確保されているといえる

⑩配置加点型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下場合に加点評価する方式
- ・若手技術者の配置を加点評価することで、若手技術者の登用促進、育成を促す

評価方法イメージ

○ 総合評価における配置予定技術者の成績・表彰の配点例

<実施方針>

- ・若手技術者と若手技術者以外の業務経験(同種・類似業務の実績)に差がない、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・企業の評価は通常通りの配点割合

■指名段階における管理技術者の配点

[通常]

評価項目		配点
資格・実績	技術者資格	4
	CPDの取得状況	1
	同種・類似業務の実績	10
成績・表彰	業務成績	30
	優良業務表彰等	5
若手技術者の配置		—
計		50

[試行]

配点
4
1
10
25
3
7
50

※関東地方整備局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 平成26年度より試行開始
- 令和6年度には、北海道開発局、関東・北陸・中部・中国地方整備局ほかにおいて計1,122件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①若手技術者の配置が促されているか、②若手技術者が配置されても品質が確保できているか等の観点から分析

⑩配置加点型(試行結果の整理・検証1)

① 若手技術者の配置が促されているか？

- ・受注者側で約8割が若手技術者を配置して参加、発注者側で約7割が若手技術者配置の効果を実感
- ・管理技術者の年齢分布をみると(次ページ③)、試行対象業務の方が年齢が若くなっている、若手技術者の配置を促す効果が一定程度見られるといえる

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施126者より回答)>

○配置して参加した理由

- ・配置することで評価点が上がるため
- ・将来の担い手育成、業務経験を積ませるため

○若手技術者配置以外の効果

- ・技術者全体の意識向上、技術研鑽に繋がる
- ・早期に業務経験を積むことで、他業務への案件に参入可能
- ・早期の資格取得に向けた教育プログラムが充実した
- ・社内の技術者間でのコミュニケーションが活発になった
- ・管理技術者の候補となる者との間で業務量を平準化できる

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○若手技術者の登用、育成効果

- ・加点により受注機会が増えるため登用促進効果がある
- ・経験豊富なシニア技術者と若手技術者が一緒に業務を行うため技術の継承になる
- ・若手技術者が実績を積むことで企業としての技術者確保が可能となる

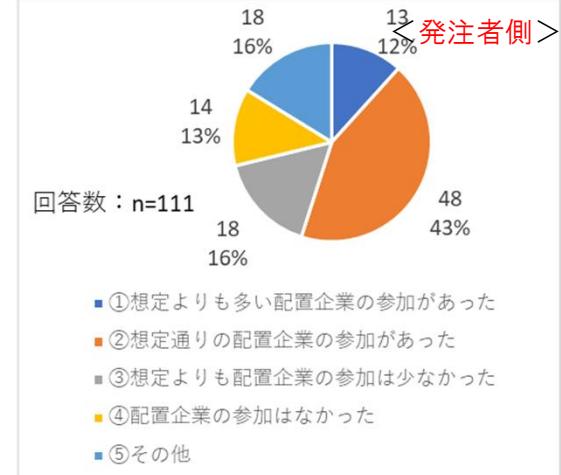
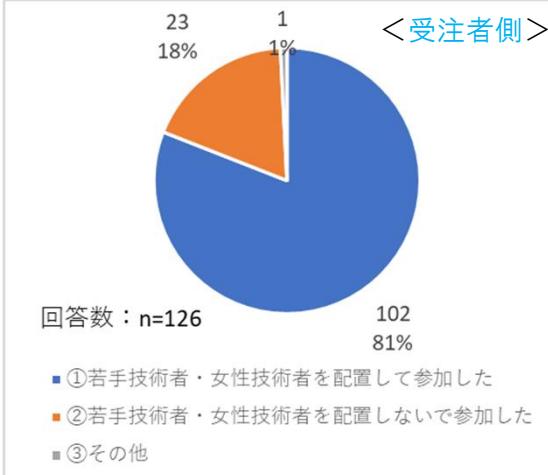
○若手技術者配置以外の効果

- ・若手技術者の採用意欲が高まった
- ・経験豊富なシニア技術者の指導による若手の技術力向上
- ・若手技術者の新しい観点が反映された成果になる
- ・管理技術者と担当技術者が年齢が近くなる傾向があり、打合せ等での担当技術者の発言が盛んだった

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約8割が若手技術者を配置して参加している。配置の理由は、若手技術者の育成と業務経験を積ませるために多く、当該試行の狙い通りであった。
- また、発注者側で、想定より参加企業が少なかった場合を含めると、約7割が若手技術者の配置を実感している。
- ⇒ よって、試行目的である、若手技術者の配置を促す効果は一定程度あるものと評価できる。

Q.若手技術者の配置効果について

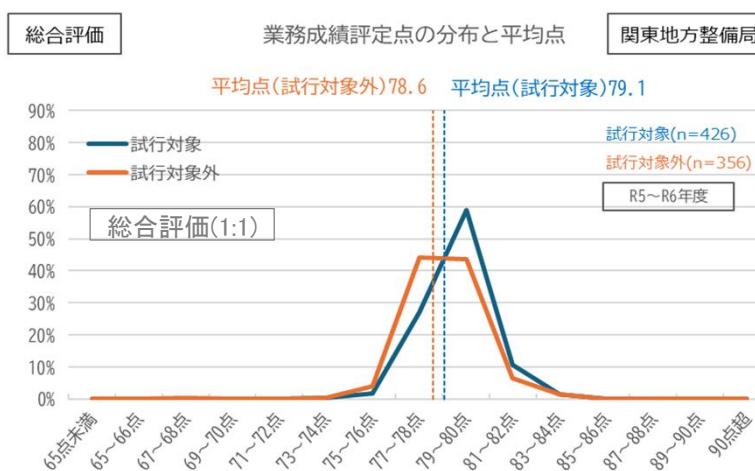


⑩配置加点型(試行結果の整理・検証2)

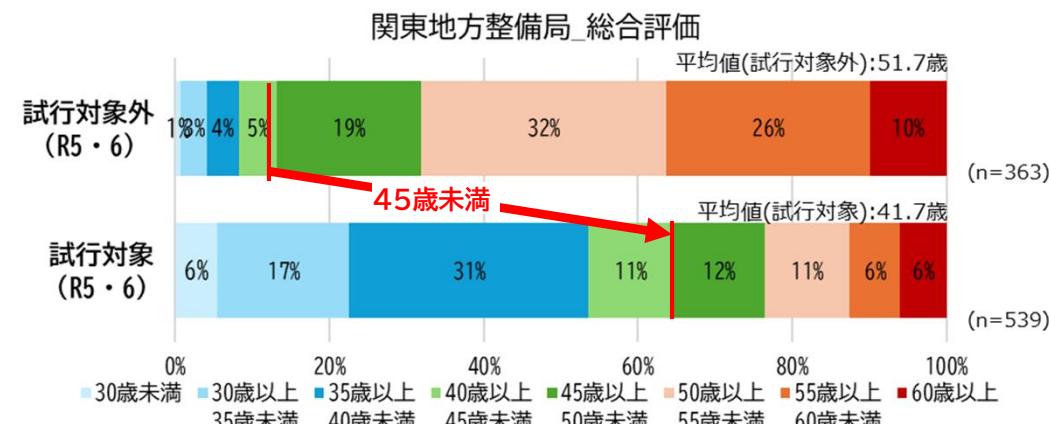
② 若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる
- また、管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務は45歳未満の割合が65%に対して、試行対象外業務は13%となっており、**若手技術者の配置に一定の効果が見られる**と言える

○業務成績評定点の分布と平均点※



○管理技術者の年齢分布※



※:

- 直近2箇年(令和5～6年度)に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○分析結果の結果まとめ

観点①: 若手技術者の配置が促されているか?

⇒管理技術者の年齢分布をみると、令和5～6年度の45歳未満の割合は、試行対象業務(65%)が試行対象外業務(13%)の約5.0倍高くなっている、**一定の効果が見られる**といえる。

観点②: 若手技術者が配置されても品質は確保できているか?

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる。

⑪管理補助技術者評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

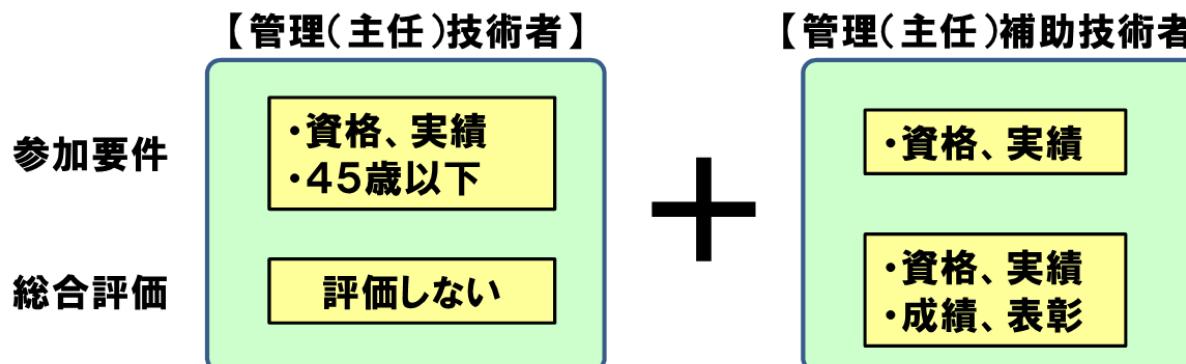
- ・**若手技術者の育成を目的**として、管理技術者にかえて**管理補助技術者を評価**する方式
- ・管理技術者(若手)とは別に配置した経験豊富な管理補助技術者の実績を評価することで成果の品質は維持しつつ、**若手技術者の登用促進と技術力向上等の育成を促す**

評価方法イメージ

○ 総合評価における配置予定技術者の評価の例

<実施方針>

- ・管理(主任)技術者には、公告日現在で45歳以下の者を配置とし、管理(主任)補助技術者として、ベテラン技術者(管理(主任)技術者としての実績を有する者)を担当技術者として追加配置するものとする。
- ・評価は、管理(主任)補助技術者として配置された技術者の評価値を採用する。しかし、補助技術者を配置せず参加する場合は、通常の業務と同様に配置予定の管理(主任)技術者を評価するものとする。
- ・管理(主任)補助技術者の資格・実績要件、手持ち業務量制限は、管理(主任)技術者と同じとする。



※北海道開発局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 平成29年度より試行開始
- 令和6年度には、東北・中国・九州地方整備局、沖縄総合事務局ほかにおいて計1,506件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①**若手技術者の配置が促されているか**、②**若手技術者が配置されても品質が確保できているか**等の観点から分析

⑪管理補助技術者評価型(試行結果の整理・検証1)

① 若手技術者の配置が促されているか？

- 受注者側で約2割が若手技術者を配置して参加、発注者側で約3割が若手技術者配置の効果を実感

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施20者より回答)>

○配置して参加した理由

- 若手技術者の技術力向上、シニア技術者からの技術継承のため

○配置しないで参加した理由

- 過年度業務を踏襲しつつ進めなければならない業務のため
内容を熟知した管理技術者を配置した

○若手技術者配置以外の効果

- 資格取得や技術研鑽のモチベーション維持に貢献している
- 管理技術者に必要なコミュニケーション力、書類処理能力等の向上

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○若手技術者の登用、育成効果

- 補助技術者を配置することにより若手技術者の登用が促進され技術者育成に効果がある
- 企業側が本制度を活用するインセンティブは弱いものの制度として存在する以上活用を検討する企業は出てくる

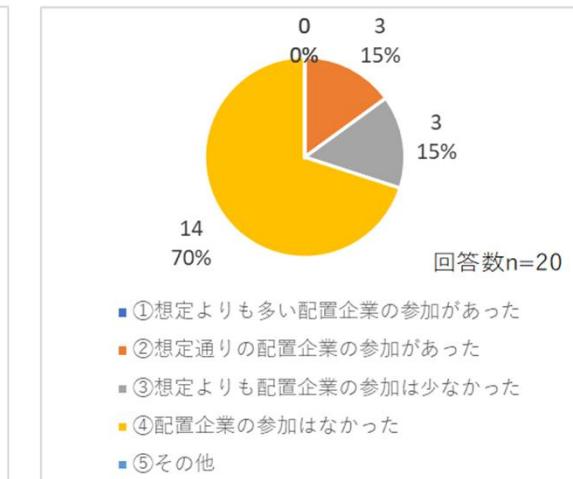
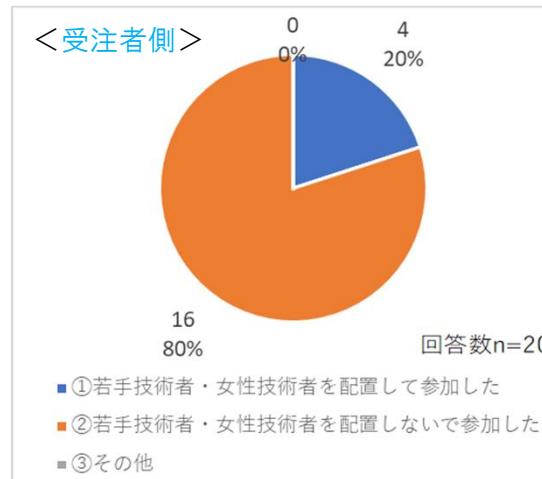
○若手技術者配置以外の効果

- 管理補助技術者の技術者表彰が評価されたことによる評定点増の効果があった

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約2割が若手技術者を配置して参加している。配置していない理由は、資格要件を満たす技術者が居なかった。実績のある者が40歳以上だったなど、当該試行の狙い通りとはいってない。
 - また、発注者側で、想定より参加企業が少なかった場合を含めても約3割が若手技術者の配置を実感している。
- ⇒よって、現時点で若手技術者の登用促進に大きな効果は見受けられない。

Q.若手技術者の配置効果について

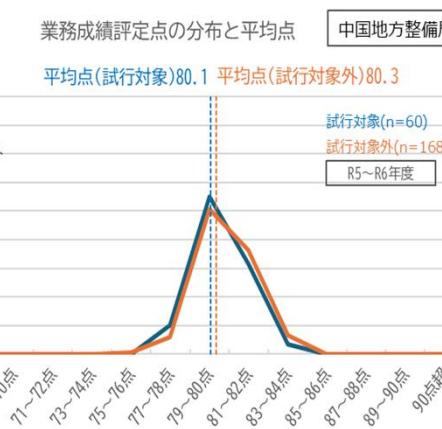
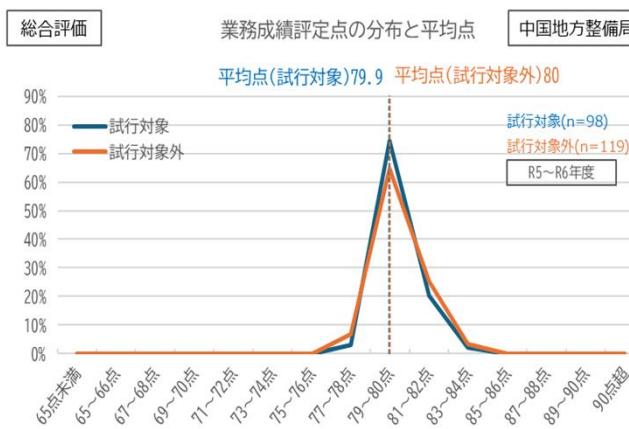


⑪管理補助技術者評価型(試行結果の整理・検証2)

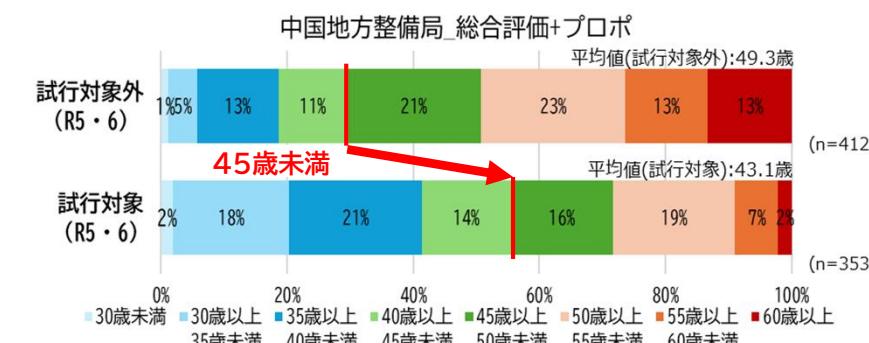
② 若手技術者が配置されても品質は確保できているか？

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる
- また、管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務は45歳未満の技術者が55%に対して試行対象外業務は30%となっており、**若手技術者の配置に一定の効果が見られる**と言える

○業務成績評定点の分布と平均点※



○管理技術者の年齢分布※



※:

- 直近2箇年(令和5~6年度)に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○分析結果の結果まとめ

観点①: 若手技術者の配置が促されているか？

⇒管理技術者の年齢分布をみると、令和5~6年度の45歳未満の割合は試行対象業務(55%)が試行対象外業務(30%)の約1.8倍高くなっている、**一定の効果が見られる**といえる

観点②: 若手技術者が配置されても品質は確保できているか？

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる

⑫WLB等推進企業評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 若手技術者・女性技術者の育成を目的として、**女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する方式**

評価方法イメージ

○ 総合評価・プロポーザル方式における評価の例

- 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する。

根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
認定制度	えるばし認定	くるみん認定	ユースエール認定
概要	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進のための取り組みの実施状況や優良な企業を厚生労働大臣が認定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定 	<ul style="list-style-type: none"> 若者の採用・育成の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定
認定基準 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別の採用における競争倍率(応募者数／採用者数)が同程度であること 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること 女性労働者の育児休業等取得率が、5%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
加点評価の対象となる認定等	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるばし ・えるばし3段階目 ・えるばし2段階目又は1段階目、かつ、労働時間等の働き方の基準を満足 ・一般事業主行動計画を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下（※R7.9～：行動計画による加点なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん ・くるみん(R4.4.1以降) ・くるみん(H29.4.1～R4.3.31) ・トライくるみん ・くるみん 	・ユースエール
加点	いずれかの認定を受けていれば1点（※R7.9～:0.5点）		

※各地方整備局等により運用が異なる。

※四国地方整備局の評価方法の事例

分析の観点

- 試行の目的である①**若手技術者の配置が促されているか**、②**若手技術者が配置されても品質が確保できるか**等の観点から分析

試行の実施状況

- 令和5年度より試行開始
 - 令和6年度には、四国地方整備局において計491件の発注業務に適用
- ※ 本試行は、**令和7年度中にすべての業務に適用**

⑫WLB等推進企業評価型(試行結果の整理・検証)

① 若手技術者の配置が促されているか？

- ・管理技術者の年齢分布をみると、試行対象業務は45歳未満の技術者が57%に対して試行対象外業務は24%となっており、**若手技術者の配置に一定の効果が見られる**と言える

② 若手技術者が配置されても品質が確保できているか？

- ・試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる

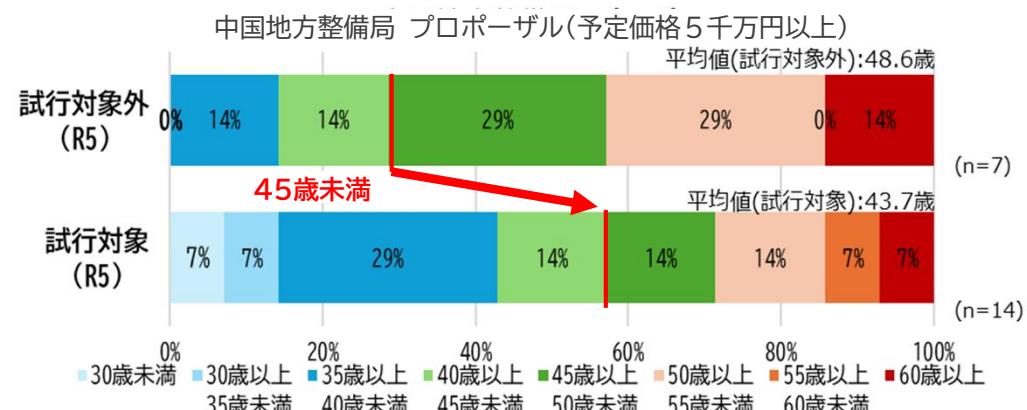
○業務成績評定点の分布と平均点※



※：

- ・中国地方整備局では、令和5年度に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理。
- ・「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○管理技術者の年齢分布※



○分析結果の結果まとめ

観点①: 若手技術者の配置が促されているか？

⇒管理技術者の年齢分布をみると、令和5年度の45歳未満の割合は試行対象業務(57%)が試行対象外業務(28%)の約2.0倍高くなっている、**一定の効果が見られる**といえる

観点②: 若手技術者が配置されても品質は確保できているか？

⇒試行業務では、**成果品質面での品質は概ね確保されている**といえる

⑬技術表彰評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- 地域企業の技術力や生産性向上を目的として、インフラDX大賞や各種学会の地方支部からの表彰などを評価する取組

評価方法イメージ

○ 総合評価・プロポーザル方式における評価の例

- ・インフラDX大賞を受賞した企業のインセンティブを与えることで、生産性向上に向けた建設業界全体の底上げを図ることを目的に実施。「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞、四国地方整備局長賞)」の実績を有する企業を加点評価。
- ・令和3年度の業務から「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」受賞実績を、四国地方整備局長表彰と同等の評価。令和4年度からインフラDX大賞と名称を変え、インフラ分野のDXに優れた実績を挙げた取り組みを評価。令和6年度から四国地方整備局長賞の追加と加点の対象とする表彰等の区分を明記。

■評価基準【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の例

評価項目	評価の着目点					評価のウェート
	判断基準					
参加表明者の経験及び能力 成績・表彰 専門技術力 成果の確実性 令和〇年度以降の企業表彰の有無	令和〇年度以降の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の企業表彰等について、下記の順位で評価する。					
	① 四国地方整備局長表彰(業務)又は <u>インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞)</u> の実績有り					5
	② 四国地方整備局長等(部長、総括防災官、事務所長及び管理所長を含む)表彰(業務)又は <u>インフラDX大賞(四国地方整備局長賞)</u> の実績有り					3
	③ 四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績有り					2
	④ 四国地方整備局以外の局長表彰(業務)、事務所長表彰等(業務)の実績有り					2
	⑤ 土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績有り					2
	⑥ 上記に該当しない場合は加点しない					0

※四国地方整備局の評価方法の事例

試行の実施状況

- 令和3年度より試行開始
- 令和6年度には、関東・中部・中国地方整備局ほかにおいて計1,870件の発注業務に適用

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- ・試行の目的である①インフラDX取組意欲の向上に繋がっているか、②技術力向上が促されているか等の観点から分析

⑬技術表彰評価型(制度の概要)

① i-Construction取組意欲の向上につながっているか?

- 受注者側で5割以上が取組意欲の向上を実感しているが、発注者側では1割程度と認識に差がある。
- 取組意欲の向上にはつながっているが、発注者側が認識できるほど受注機会の増加までには至っていないものと考えられる

【令和4年度実施アンケート結果】

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施20者より回答)>

○取組意欲が向上した理由

- 従来から取り組んでいるが、当該試行を受けて一層意欲が向上した
- 表彰実績が無い技術者を予定管理技術者として参加する場合にも受注期待度が向上するため

○取組意欲向上以外の効果

- ICT技術向上、CADオペの能力向上による作業効率化、働き方改革の実現に向けた生産性向上に繋がった
- 成果品質の維持向上に関する取組意識が高まった

<発注者側の声(試行実施各地方整備局等より回答)>

○当該試行の課題等について

- コンサルタントがあまり大賞を受賞していないため、対象となる業者が少ない
- 当該試行が品質向上に繋がるか不明

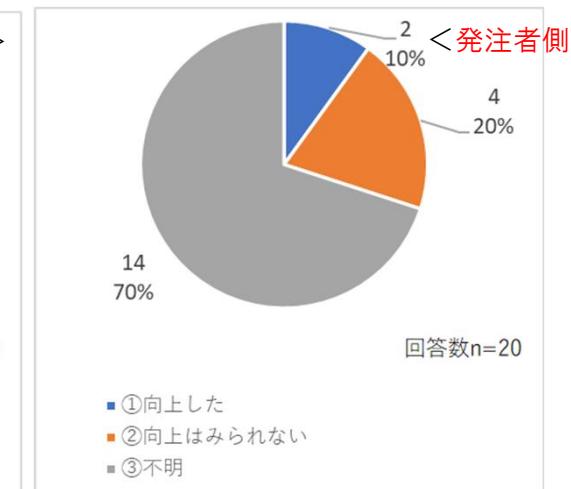
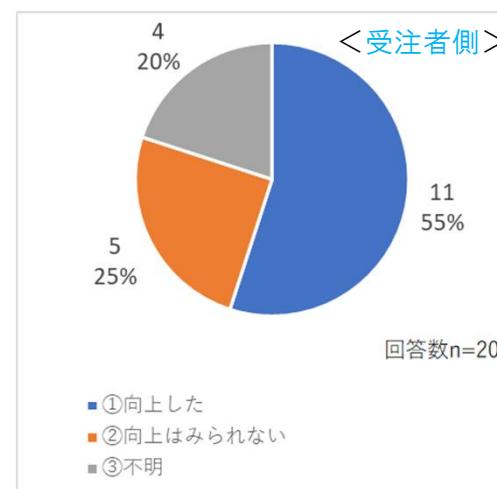
○今後の運用方針について

- 今後実績を持つ企業が増加する可能性が高いため現状のままでよい
- 対象となる業者が少なく、受賞意欲をあげるために加点を上げてはどうか

<アンケート結果の分析>

- 受注者側で約5割が取組意欲の向上を実感している。向上した理由は、受注期待度が向上するため積極的に取り組んでいるなど、当該試行の狙い通りとなっている。
 - 一方発注者側で、向上はみられない・不明を合わせて9割となっており、学会表彰を提出する業者が居ない、比較対象が無い・少ないとわからないなど受注者側とやや乖離がある。
- ⇒よって、試行目的である取組意欲について受注者の向上にはつながっているといえる。

Q.各企業におけるi-Constructionへの取組意欲の向上について

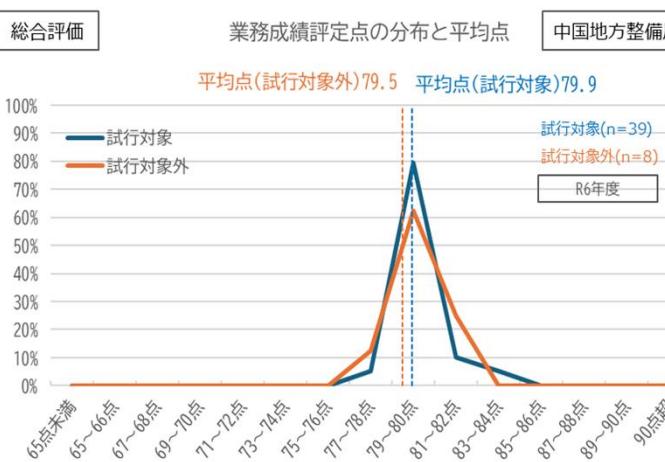
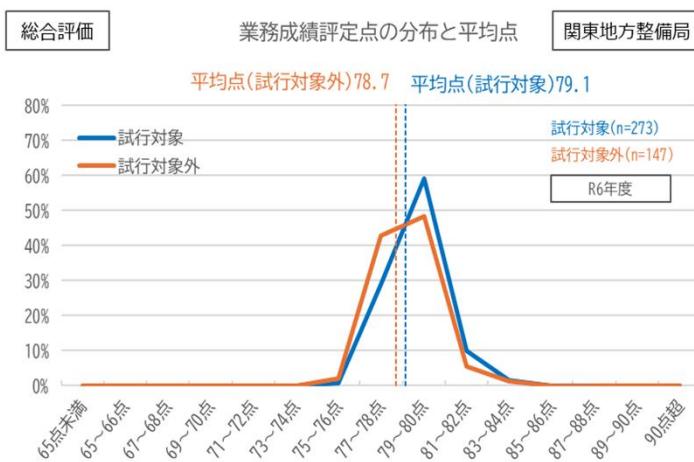


⑬技術表彰評価型(制度の概要)

② 技術力向上が促されているか?

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務とほぼ同じであり、**成果の品質は概ね確保されていると評価**できる。**技術力向上については今後検証**が必要。

○業務成績評定点の分布と平均点※1



※1:
 ・関東・中国地方整備局は令和6年度、四国地方整備局は直近2箇年(令和5~6年度)に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理
 ・「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○分析結果の結果まとめ

観点①:i-Construction取組意欲の向上に繋がっているか?

⇒受注者側で5割が取組意欲の向上を実感しているのに対し、発注者側では向上を実感しているのは1割程度となっており、**受注者の取組意欲の向上には繋がっているが、発注者からは効果が見えにくい状況**

観点②:技術力向上が促されているか?

⇒試行業務では**品質は概ね確保**できているが、**技術力向上についてはさらなる検証**が必要

⑭ 経験豊かな技術者の活用促進(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- シニア技術者の豊かな知識・経験を活かすことを目的として、照査技術者の配置要件について、同種・類似業務の照査技術者としての従事実績を認める取組

評価方法イメージ

○ 照査技術者の配置要件緩和の例

- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていていることから、長年、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる可能性がある。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。

〈従来〉

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、
RCCM、国土交通省登録技術者

【実務経験】 +

管理技術者もしくは担当技術者としての実務
経験(過去10年以内の同種、類似業務)



〈試行〉

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、
RCCM、国土交通省登録技術者

【実務経験】 +

管理技術者もしくは担当技術者としての実務
経験(過去10年以内の同種、類似業務)

もしくは

過去5年以内の同種、類似業務の照査技術者
としての実務経験

試行の実施状況

- 令和元年度より試行開始
- 令和6年度には、東北・四国
地方整備局において計264
件の発注業務に適用

※四国地方整備局の評価方法の事例

※各地方整備局等により運用が異なる。

分析の観点

- 試行の目的である照査技術者が必要な業務に①シニア技術者の配置が促されているか、②シニア技術者が配置されても品質が確保できているか等の観点から分析

⑭ 経験豊かな技術者の活用促進(試行結果の整理・検証)

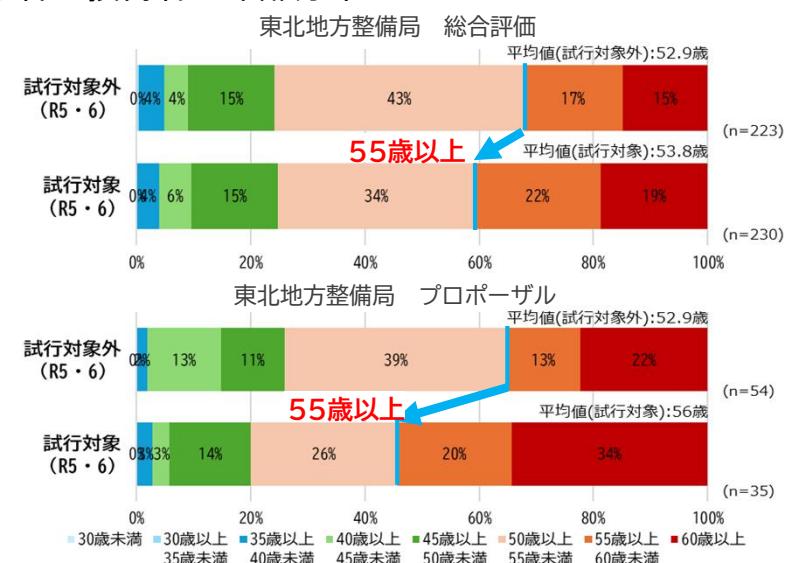
① シニア技術者の配置が促されているか?

- 照査技術者の年齢分布をみると、試行対象業務は55歳以上の技術者の割合が試行対象外業務と比べて増加しており、シニア技術者の活用促進に一定の効果が見られると言える

② シニア技術者が配置されても品質が確保できているか?

- 試行対象業務の業務成績評定点の平均点及び正規分布ともに試行対象外業務と概ね同じであり、成果の品質は概ね確保されていると評価できる

○ 管理技術者の年齢分布※1



○ 業務成績評定点の分布と平均点※2



※1:

- 東北地方整備局では、直近2年(令和5~6年度)に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は当該試行に該当しない業務

※2:

- 東北地方整備局では、直近2年(令和5~6年度)に発注された3業種(土木コンサルタント、測量、地質調査)を対象に整理。
- 「試行対象」は当該試行に該当する業務、「試行対象外」は他の試行も含めてどの試行にも該当しない業務

○ 分析結果の結果まとめ

観点①: シニア技術者の配置が促されているか?

⇒ 照査技術者の年齢分布をみると、令和5~6年度の55歳以上の割合は試行対象業務(41%)が試行対象外業務(32%)の約1.3倍高くなっている、一定の効果が見られるといえる

観点②: シニア技術者が配置されても品質は確保できているか?

⇒ 試行業務では、成果品質面での品質は概ね確保されているといえる

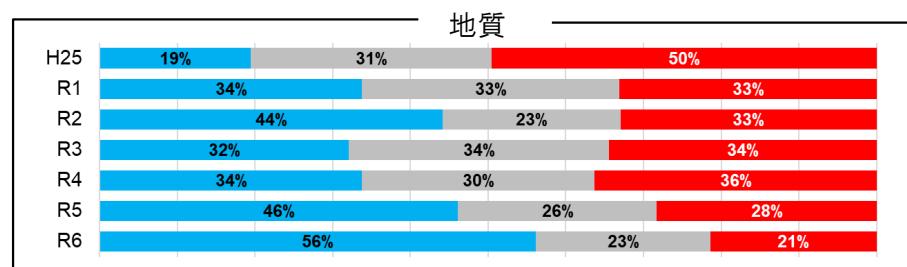
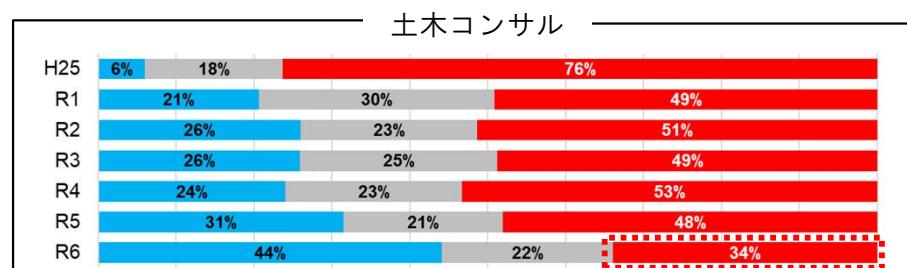
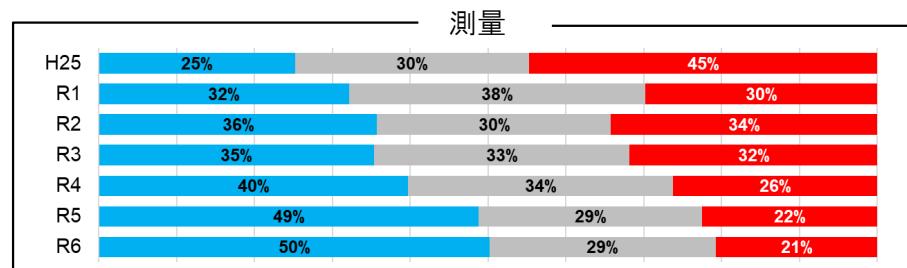
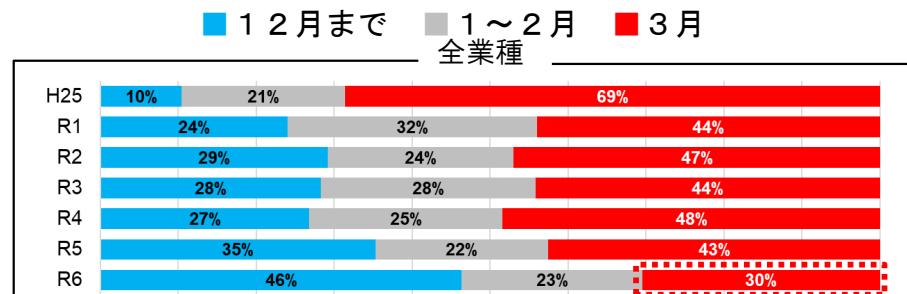
業務の履行期限の平準化状況

業務履行期限の平準化(令和6年度)

■直轄業務における業務履行期限の平準化状況

各年度内に完了する業務を対象とし、四半期毎の履行期限割合を算出

- ① 全業種の第4四半期において、3月履行期限の業務が減少
- ② 3月の履行期限においては、土木コンサルが最も高く3割超



履行期限の状況					
	4~6月	7~9月	10~12月	1~2月	3月
H25実績		10%		21%	69%
H30実績		20%		30%	50%
R1実績		24%		32%	44%
R2実績	8%	8%	13%	24%	47%
R3実績	6%	7%	15%	28%	44%
R4実績	5%	7%	15%	25%	44%
R5実績	7%	8%	20%	22%	43%
R6実績	9%	10%	27%	23%	30%
R7目標	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	

- ・ 国土交通省発注（港湾空港を除く）の測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務を対象
- ・ 発注者支援業務や流量観測など1年間を通じて実施する業務は対象外

業務履行期限の平準化(令和6年度)

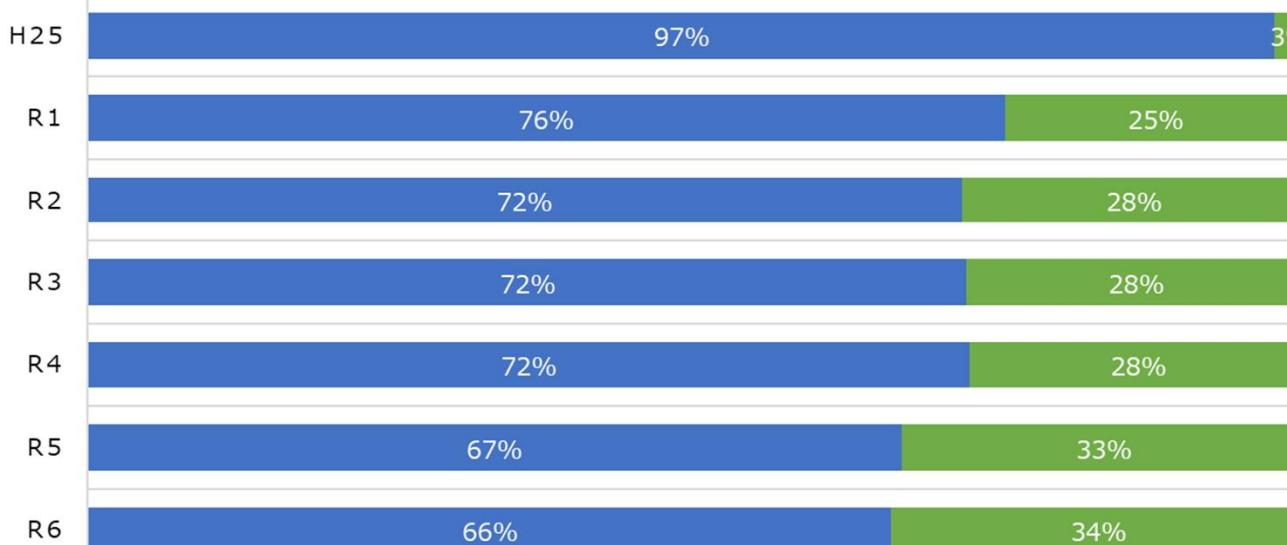
■直轄業務における翌年度への繰り越し状況

各年度内に稼働している業務のうち翌年度へ繰り越した業務割合を算出

- ①全業種において、平成25年度での3%の繰り越しに対して、令和5年度以降は30%以上に増加

全業種

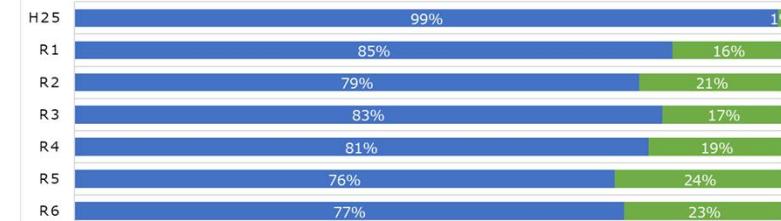
■完了業務 ■繰越



- ・国土交通省発注（港湾空港を除く）の測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務を対象
- ・発注者支援業務や流量観測など1年間を通じて実施する業務は対象外

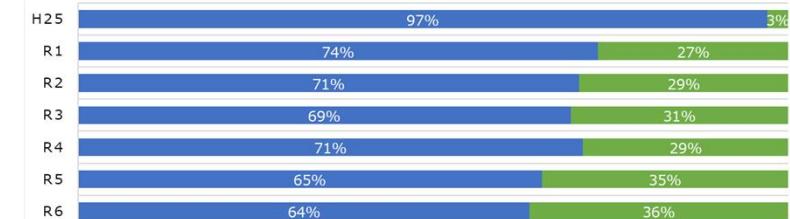
測量

■完了業務 ■繰越



土木

■完了業務 ■繰越



地質

■完了業務 ■繰越

